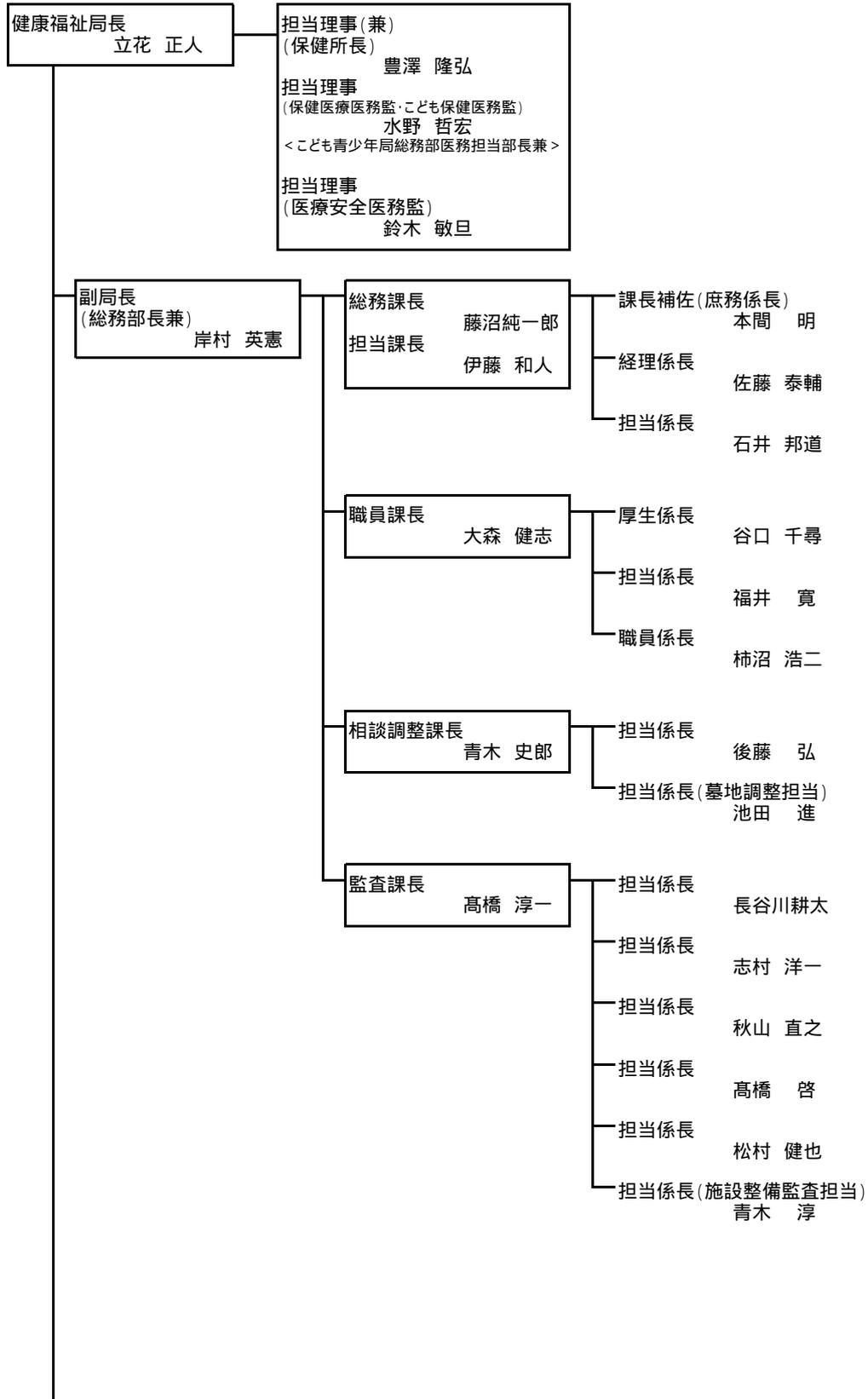


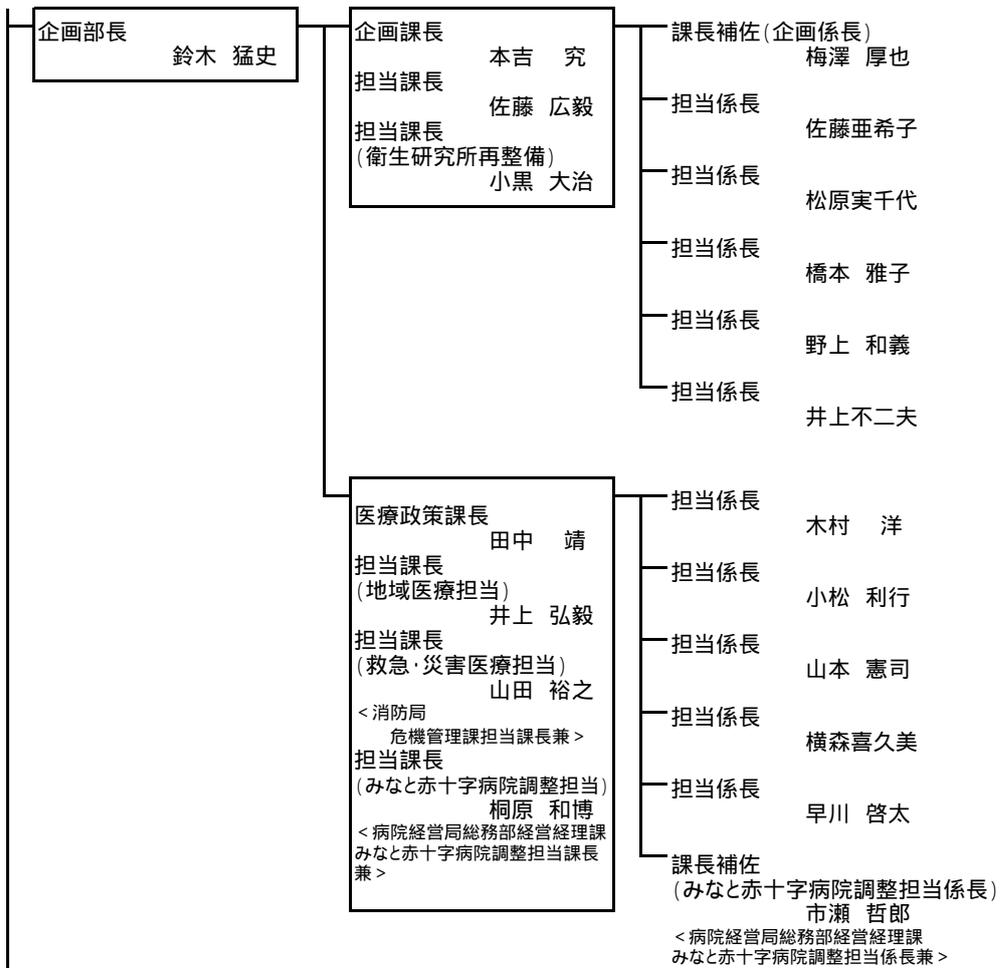
# 機構及び事務分掌

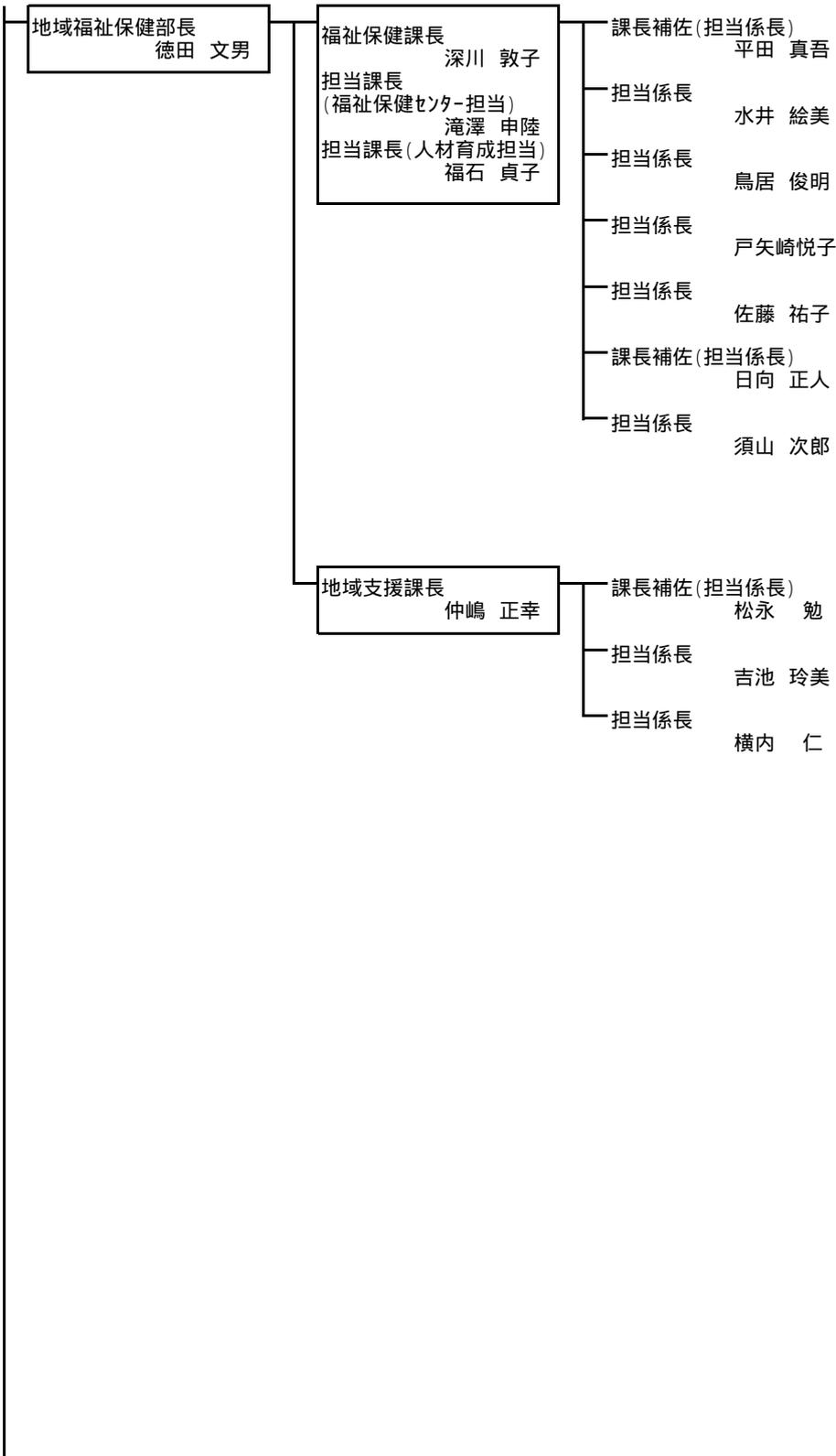
(平成22年6月)

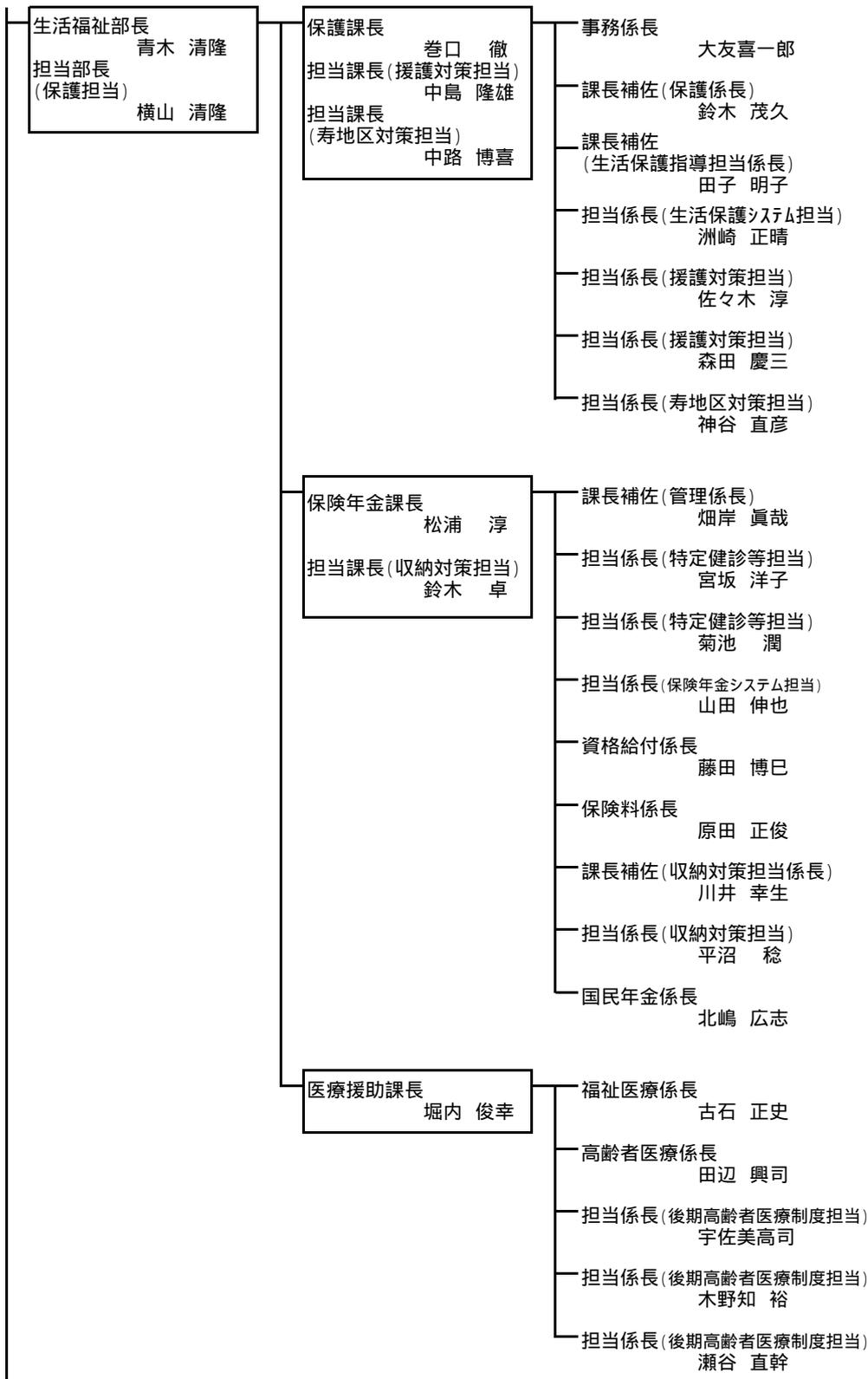
健康福祉局

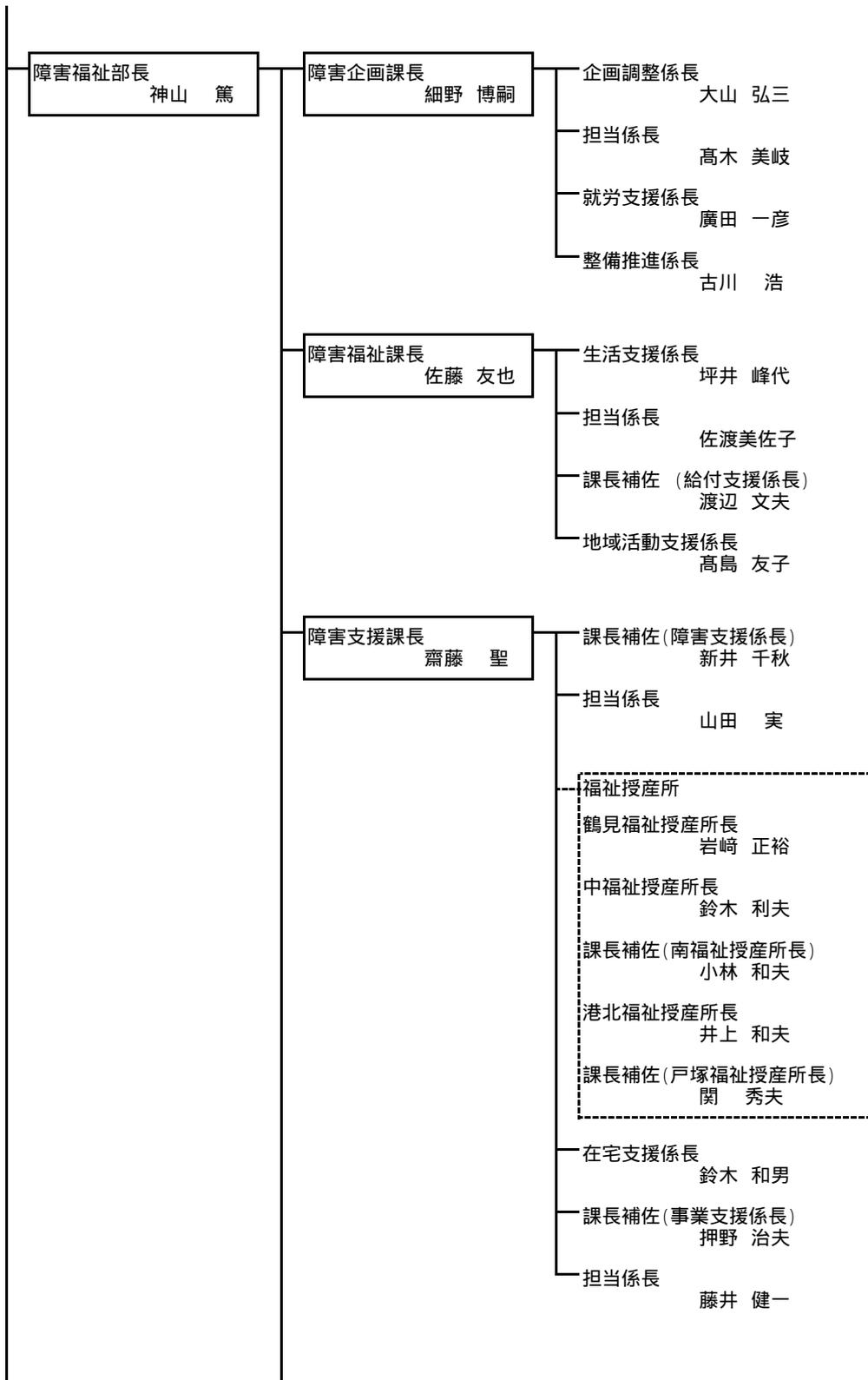
健康福祉局機構図(平成22年6月10日現在)

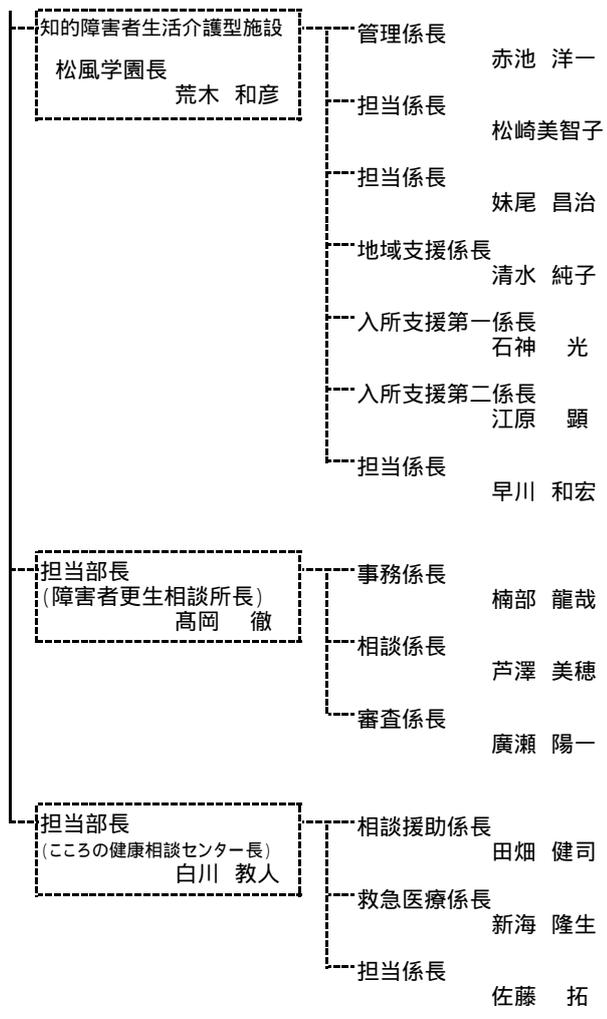


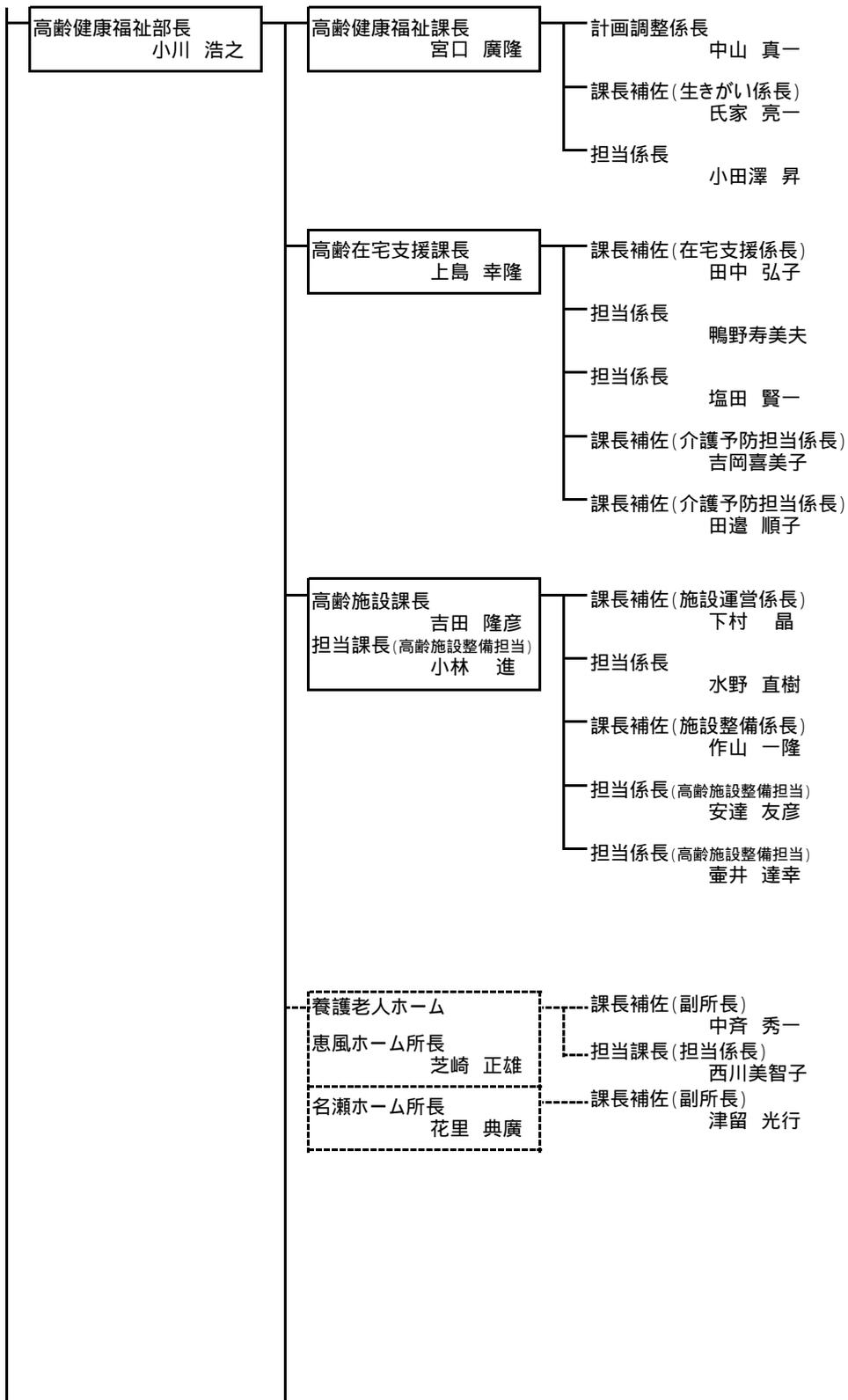


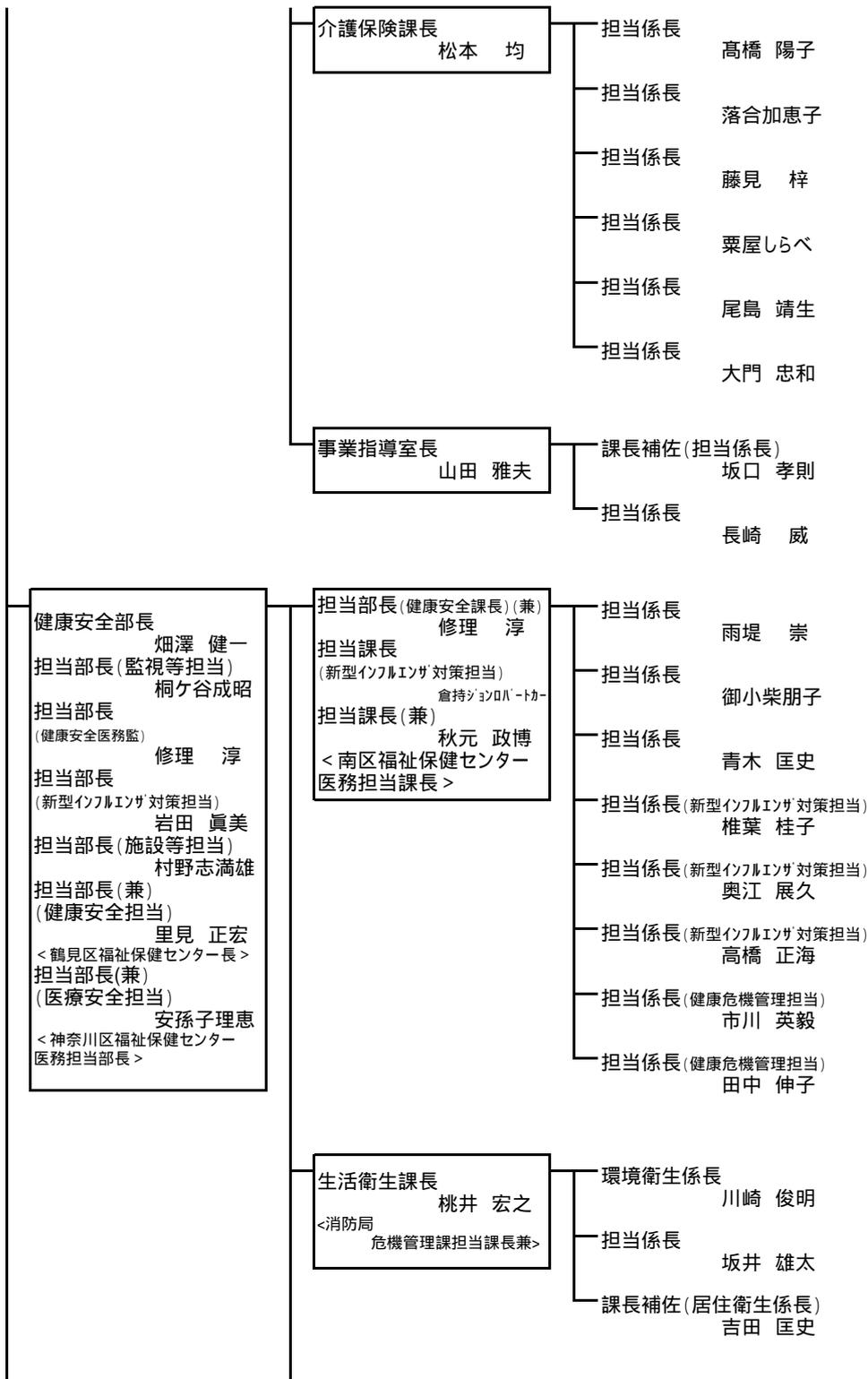












食品衛生課長  
横溝 力男  
<消防局  
危機管理課担当課長兼>  
担当課長  
(動物愛護センター整備担当)  
濱名 和雄

課長補佐(食品衛生係長)  
保 英樹

食品監視係長  
中島 勉

課長補佐(担当係長)  
吉野 友章

動物保護管理係長  
鈴木 正弘

課長補佐  
(動物愛護センター整備担当係長)  
俵 一郎

担当係長  
(動物愛護センター整備担当)  
浅野 昌弘

担当課長(畜犬センター所長)  
笹野 哲雄

担当係長  
待永 直昭

<生活衛生課長、食品衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、生活衛生課担当係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品監視係担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長  
齊藤 久司  
担当課長  
中溝 知樹

担当係長  
浜田 進一

担当係長(医療安全相談担当)  
船山 和志

担当係長  
鈴木 祐子

担当係長  
北村 秀一

担当係長(医療監視等担当)  
前原 幹弘

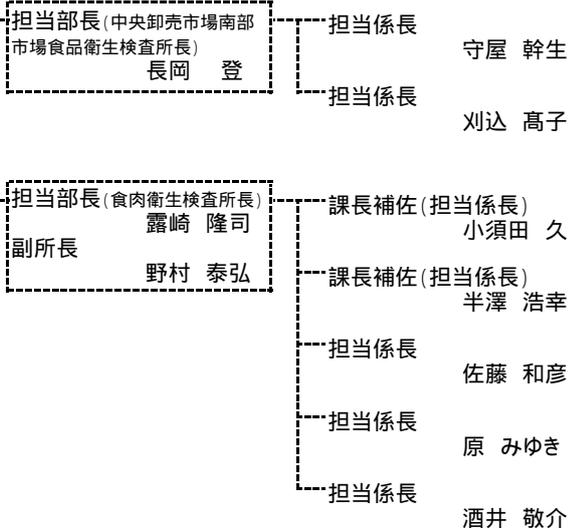
担当係長(医療監視等担当)  
小林 一郎

担当係長(医療監視等担当)  
大久保志保

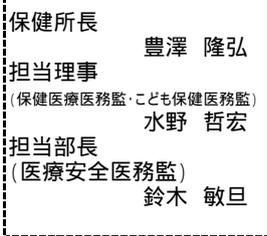
保健事業課長 林 昭宏 担当部長 (保健事業課担当課長) 佐藤真理代 担当部長 (保健事業課担当課長) 大貫 浩子 担当課長 松岡 慈子 担当部長 (事業推進担当課長) 木村 博和 担当課長 (兼) 五十嵐吉光 <緑区福祉保健センター 医務担当課長>	課長補佐 (担当係長)	西野 均
	担当係長	飯野 真理
	課長補佐 (担当係長)	島村 渡
	課長補佐 (担当係長)	小西美香子
	課長補佐 (担当係長)	米岡由美恵
	担当課長 (担当係長)	樋ヶ 敏朗
	担当係長	金子 仁美

環境施設課長 中川 一人	施設係長	高橋 英明
	担当係長	相澤 義昭
	齋場	
	久保山齋場長	永塚 政孝
	担当係長 (久保山齋場担当)	橋本 寿晴
	南部齋場長	小山 和久
	担当係長 (南部齋場担当)	印南 信雄
北部齋場長	木村 誠	
担当係長 (北部齋場担当)	加藤 正司	
担当課長 (戸塚齋場長)	石川 實	

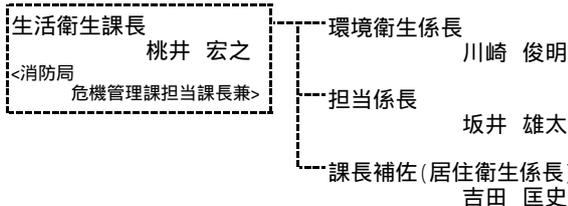
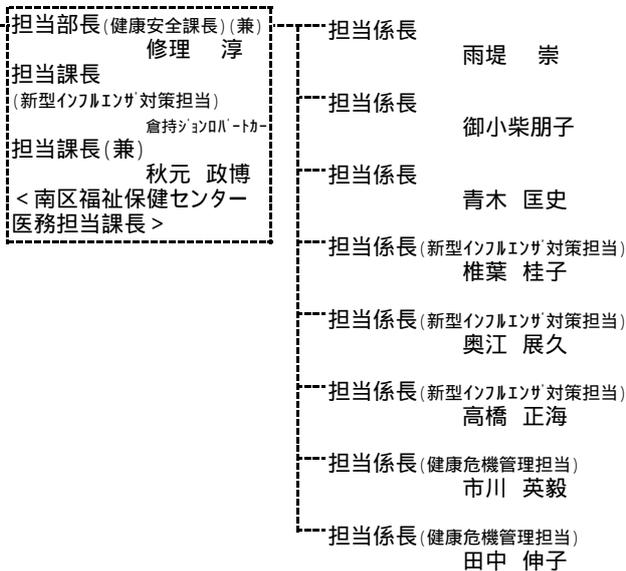
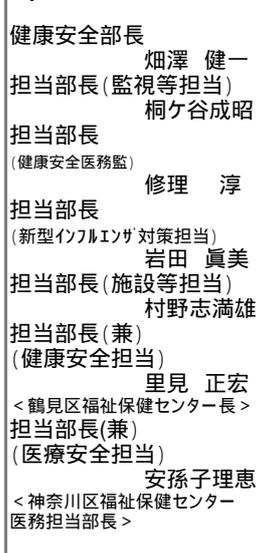
中央卸売市場本場食品衛生検査所長 渡辺 洋一	担当係長	山口 正
	担当係長	古家 浩一

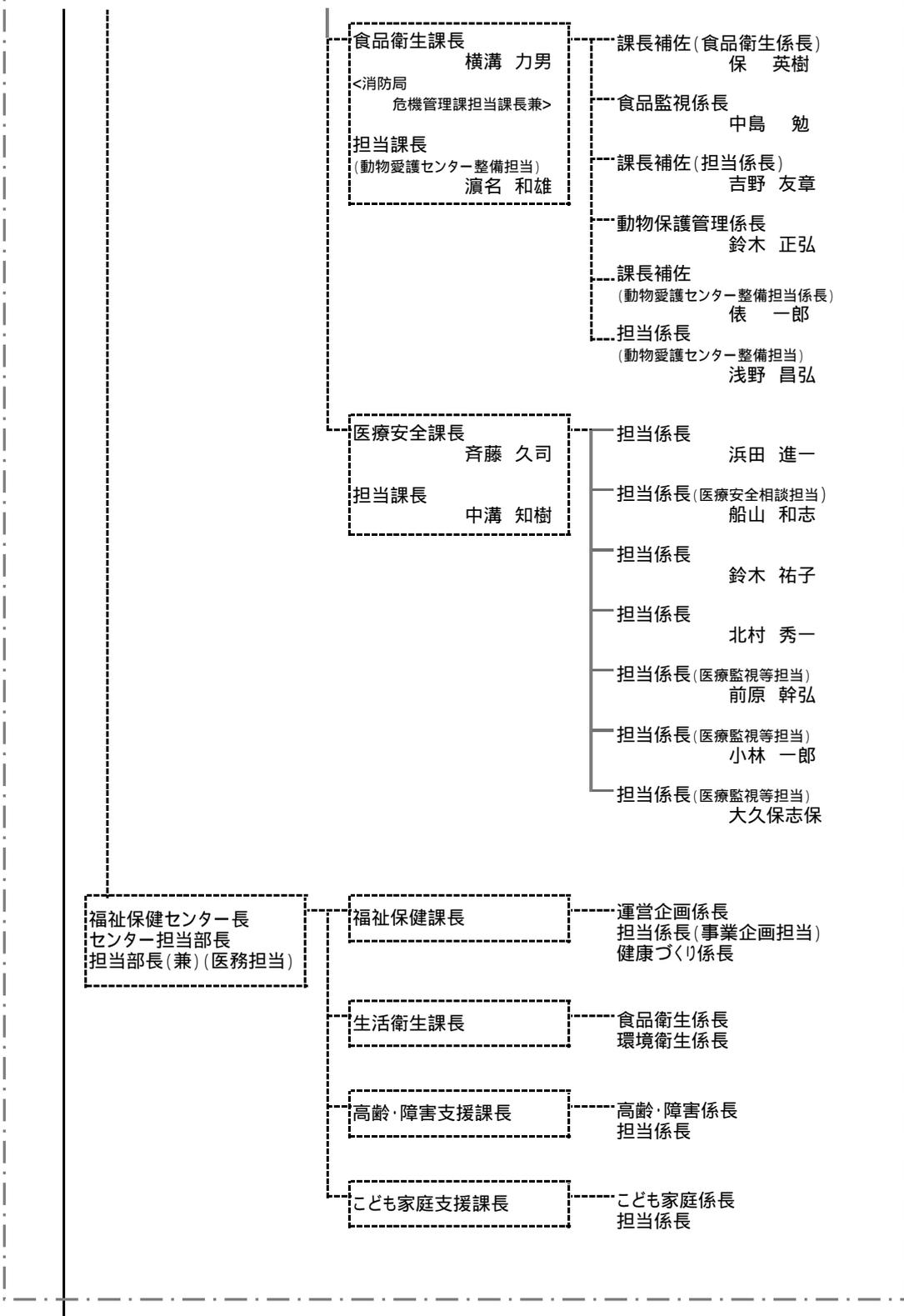


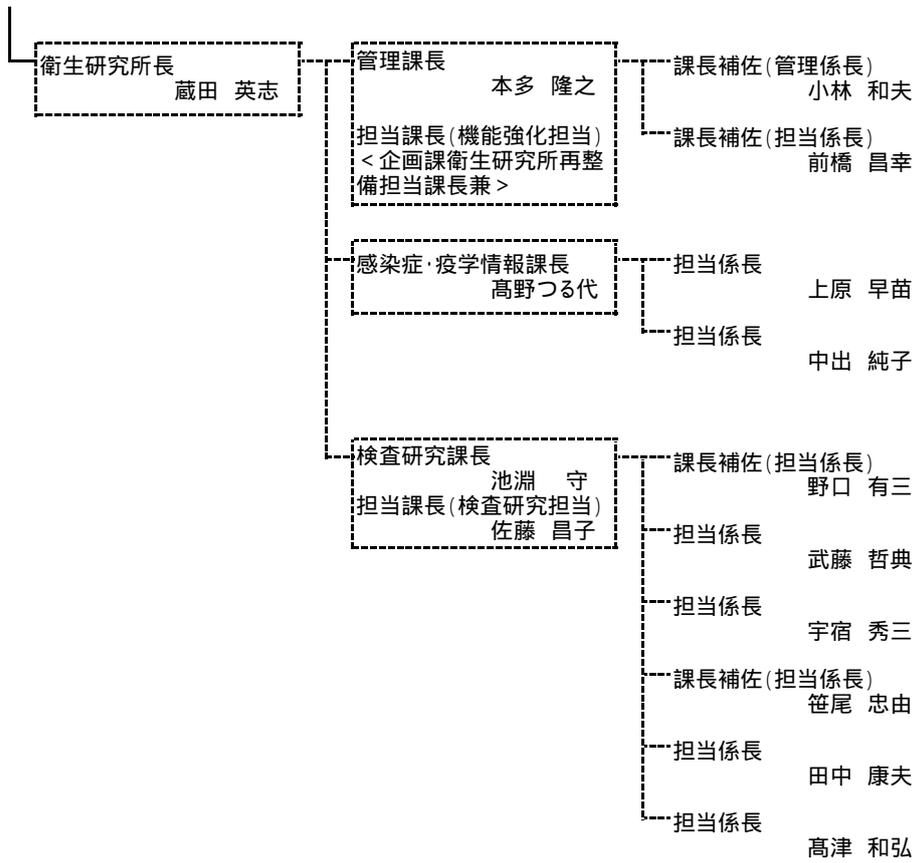
< 保健所職員は、健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務 >



< 生活衛生課長、食品衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、居住衛生係担当係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品監視係担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務 >







# 健康福祉局事務分掌

## 総務部

### 総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の部、課の主管に属しないこと。

### 職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

### 相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置に係る紛争解決のためのあっせんに関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

### 監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。 )。
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

## 企画部

### 企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。 )。

- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。
- (4) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 医療政策課

- (1) 医療政策の総合調整に関すること。
- (2) 地域医療に関すること。
- (3) 救急医療に関すること。
- (4) 医療団体に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）
- (5) 医療従事者の確保に関すること。
- (6) 地域中核病院の整備等に関すること。
- (7) 横浜市立みなと赤十字病院との調整に関すること。
- (8) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関する  
こと。
- (9) 港湾病院の精算業務に関すること。

#### 地域福祉保健部

##### 福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。）
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者避難支援事業に関すること。
- (13) その他地域福祉保健に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

##### 地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

## 生活福祉部

### 保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) の施行に関する事。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関する事。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関する事。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (6) 保護施設及び施設等の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- (7) 私立の保護施設の助成に関する事。
- (8) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関する事。
- (9) 保護施設の法外扶助に関する事。
- (10) 生活保護世帯の法外援護に関する事。
- (11) 保護統計調査に関する事。
- (12) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (13) 医療券等の審査に関する事。
- (14) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関する事。
- (15) 被保護者の就労支援に関する事。
- (16) 原子爆弾被爆者の福祉に関する事。
- (17) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関する事。
- (18) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関する事。
- (19) 寿地区対策に関する事。
- (20) ホームレスの自立支援に関する事。
- (21) 寿福祉プラザの管理に関する事。
- (22) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関する事。
- (23) 部内他の課の主管に属しない事。

### 保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関する事。
- (3) 国民健康保険給付に関する事。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関する事。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関する事。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関する事。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関する事。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障

害程度審査委員会に関すること。

- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

#### 医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 重度障害者介護保険利用者負担助成事業に関すること。
- (7) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (9) その他医療費助成に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

#### 障害福祉部

##### 障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (3) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。
- (5) 障害者福祉施設及び障害者福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (6) 障害者の就業支援に関すること。
- (7) 横浜市福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払に関すること。
- (8) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (9) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (10) 障害者自立支援法(以下この項中「法」という。)に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (11) 発達障害者支援法に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (12) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (13) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

##### 障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等及び在宅心身障害者手当に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (3) 障害者の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。

- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関する事。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関する事。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関する事。
- (8) 後見的支援を要する障害者の支援に関する事。
- (9) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び行動援護に係る事務に関する事。
- (10) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関する事。
- (11) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関する事。
- (12) 法に基づく自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関する事（横浜市こころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (13) 障害者の生活環境の整備に関する事。
- (14) 特別乗車券に関する事。
- (15) その他障害者個人に対する給付に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (16) その他障害者団体に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。

#### 障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関する事（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 横浜市障害者更生相談所及び横浜市こころの健康相談センターとの連絡調整に関する事。
- (3) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関する事。
- (4) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関する事。
- (5) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関する事。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関する事。
- (7) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関する事。
- (8) 精神科病院の現地指導に関する事。
- (9) 医療社会事業に関する事。
- (10) その他精神保健及び精神障害者福祉に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関する事。
- (12) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関する事。
- (13) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関する事。
- (14) 自立生活アシスタントに関する事。
- (15) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関する事。
- (16) 精神障害者の退院促進支援に関する事。
- (17) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関する事。
- (18) 障害児者の在宅生活の支援に関する事（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。

## 高齢健康福祉部

### 高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び市町村整備計画に関すること。
- (3) 老人クラブに関すること。
- (4) 老人福祉センター等に関すること。
- (5) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (6) その他高齢者の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (7) 部内他の課、室の主管に属しないこと。

### 高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要介護高齢者等の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 在宅の要介護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (3) 高齢者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (5) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者への支援に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (6) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

### 高齢施設課

- (1) 介護保険施設への指導及び調整に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者(いずれも予防給付に係るものを含む。)への指導及び調整に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者への指導、調整、改善勧告及び改善命令に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (8) 老人福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 介護保険施設(介護老人福祉施設を除く。)の建設に対する助成に関すること。
- (10) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。

### 介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること(区役所の主管に属するものを除く。)
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)

#### 事業指導室

- (1) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令、指定効力停止及び指定取消に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者への指導及び調整に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (3) 介護保険制度における基準該当事業者の登録等に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

#### 健康安全部

##### 健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること(保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。)
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

##### 生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 環境衛生関係団体に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業者の登録に関すること。
- (4) 昆虫等の防除に関すること(保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。)
- (5) その他生活衛生に関すること(保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。)

- (6) 衛生研究所に関すること。

#### 食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (4) 動物の愛護及び管理に関すること(保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項第3号並びに第4条生活衛生課の項第13号及び第14号に掲げる事務を除く。)
- (5) 動物の適正飼育を推進する施設の整備に関すること。
- (6) その他食品衛生に関すること(保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。)
- (7) 食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所及び畜犬センターに関すること。

#### 医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関すること。
- (2) 医療安全情報の提供に関すること。
- (3) 医療安全研修に関すること。
- (4) その他医療安全の確保に関すること。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関すること。

#### 保健事業課

- (1) 保健事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 栄養改善に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること(母子保健に係るものを除く。)
- (5) 献血の推進等に関すること。
- (6) 保健活動推進員に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること(生活福祉部の主管に属するものを除く。)
- (8) 難病対策に関すること。
- (9) その他疾病対策に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (12) その他公害保健福祉に関すること。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。
- (14) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関すること。
- (16) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関すること。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関すること。

# 保健所事務分掌

## 健康安全部

### 健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第 3 号及び第 4 号並びに同条生活衛生課の項第 11 号及び第 16 号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の成分等の掲示内容の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和 59 年 3 月横浜市規則第 11 号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和 59 年 9 月横浜市規則第 93 号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和 25 年神奈川県条例第 52 号)に基づく焼却場及び消毒所の施設の検査、事情の聴取、立入検査、特別の施設の設置命令及び薬品類等の検査等並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 57 号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 次条生活衛生課の項第 1 号から第 8 号までに掲げる事務の総括に関すること。

### 食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 9 号、第 10 号及び第 12 号から第 14 号までに掲げる事務の総括に関すること。

## 医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可並びに次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務を除く。）。
- (2) 医療施設調査規則（昭和 28 年厚生省令第 25 号）に基づく調査票等の受理及び送付に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務の総括に関すること。

## 福祉保健センター

### 福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則（昭和 61 年厚生省令第 39 号）等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
- (2) 人口動態調査令（昭和 21 年勅令第 447 号）に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。）に関すること。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること。
- (5) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号）に基づく事務に関すること。
- (7) センター内他の課の主管に属しないこと。

## 生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること（事業者の登録に関する事務を除く。）。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒（患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。
- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活

環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の収容に関すること。

- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

#### 高齢・障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、中福祉保健センター、都筑福祉保健センター及び瀬谷福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。)に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

#### こども家庭支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センターを除く)

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

#### こども家庭障害支援課

(西福祉保健センター、栄福祉保健センター、泉福祉保健センター)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。
- (4) 母子保健法に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

# 事業概要

(平成 22 年 6 月)

健康福祉局

平成22年度 健康福祉局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項目	本年度	前年度	差 引	増減率	備 考
5 款					
健康福祉費	252,937,428	234,407,534	18,529,894	7.9	
1 項					
社会福祉費	39,530,011	39,210,689	319,322	0.8	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2 項					
障害者福祉費	63,106,045	58,772,524	4,333,521	7.4	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老人福祉費	10,436,568	9,702,584	733,984	7.6	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生活援護費	112,940,516	96,287,513	16,653,003	17.3	生活保護費、援護対策費
5 項					
健康福祉施設整備費	12,353,531	16,518,147	△ 4,164,616	△ 25.2	健康福祉施設整備費
6 項					
公衆衛生費	12,629,650	11,974,892	654,758	5.5	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環境衛生費	1,941,107	1,941,185	△ 78	△ 0.0	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
1 6 款					
諸支出金	89,393,836	88,883,045	510,791	0.6	
1 項					
特別会計繰出金	89,393,836	88,883,045	510,791	0.6	国民健康保険事業費、老人保健医療事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金
一般会計計	342,331,264	323,290,579	19,040,685	5.9	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	334,813,693	299,697,755	35,115,938	11.7	
老人保健医療事業費会計	273,409	1,682,502	△ 1,409,093	△ 83.7	
介護保険事業費会計	191,524,565	186,836,588	4,687,977	2.5	
後期高齢者医療事業費会計	51,711,800	51,256,469	455,331	0.9	
公害被害者救済事業費会計	38,429	38,126	303	0.8	
新墓園事業費会計	275,882	1,025,828	△ 749,946	△ 73.1	
特別会計計	578,637,778	540,537,268	38,100,510	7.0	

健康福祉局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(42.2)	(39.9)
	144,621,004	128,898,351
一般財源	(57.8)	(60.1)
	197,710,260	194,392,228
合 計	(100)	(100)
	342,331,264	323,290,579

( ) 内は構成比

## 目 次

### I 地域福祉保健の推進

1	福祉人材確保事業	5
2	地域福祉保健計画推進事業等	6
3	権利擁護事業	7
4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業	7
5	地域ケアプラザ整備・運営事業	8

### II 高齢者保健福祉の推進

・	介護保険制度関連事業の概要	9
6	介護保険事業（介護保険事業費会計）	10
7	地域支援事業（介護予防事業）（介護保険事業費会計）	11
8	地域支援事業（包括的支援事業）（介護保険事業費会計）	12
9	地域支援事業（任意事業）（介護保険事業費会計）	12
10	介護保険外サービス	13
11	低所得者の利用者負担助成事業	14
12	地域密着型サービス等推進事業	14
13	特別養護老人ホーム整備事業	15
14	高齢者の社会参加促進	16

### Ⅲ 障害者施策の推進

・ 障害福祉主要事業の概要	17
・ 将来にわたるあんしん施策	18
15 障害者相談支援事業等	20
16 障害者居宅介護事業	20
17 障害者移動支援事業	21
18 障害者グループホーム設置運営事業	21
19 小規模通所施設補助事業	22
20 障害者の地域生活支援事業	22
21 障害者地域活動ホーム運営事業	23
22 障害者施設整備事業	23
23 自殺対策事業	24
24 精神科医療体制の充実	25
25 重度障害者医療費援助事業	25
26 障害者就労支援事業	26

### Ⅳ 生活基盤の安定と自立の支援

27 生活保護事業	27
28 小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業	27
29 国民健康保険事業（国民健康保険事業費会計）	28
30 後期高齢者医療事業等（後期高齢者医療事業費会計・老人保健医療事業費会計・一般会計）	29
31 生活困窮者支援・寿地区対策事業・ホームレス支援	30
32 中国残留邦人等支援	30

## V 地域医療体制の確保と充実

33	産科・周産期・小児医療の充実	31
34	救急医療体制の充実	32
35	地域医療体制の確保	33

## VI 健康で安全な暮らしの支援

36	感染症・食中毒対策事業等	34
37	新型インフルエンザ対策事業等	34
38	医療安全の推進	35
39	食の安全確保事業	35
40	快適な生活環境の確保事業	36
41	動物の保護管理・動物愛護センター（仮称）整備事業	36
42	市民の健康づくり推進事業	37
43	がん検診事業	37
44	公害健康被害者等への支援（一般会計・公害被害者救済事業費会計）	38
45	斎場・墓地管理運営事業（一般会計・新墓園事業費会計）	38

冊子中の表記の説明

【経済対策】 「緊急経済対策」として予算化した事業です。

# I 地域福祉保健の推進

1		福祉人材確保事業	事業内容 福祉人材不足解消のため、従事者の確保・定着支援策を展開します。 1 福祉人材の就業支援 34,703千円 (1) ヘルパー増加作戦事業【経済対策】 福祉人材の確保及び緊急経済対策として、訪問介護員（ヘルパー）養成研修2級課程を受講し、市内福祉施設などに就職した方に対し、受講料を補助します。 対象人数：500人 (2) 福祉人材のマッチング支援 福祉分野就業者の特性を考慮した求職・求人情報提供の支援を行うことで、就業者数の増加を図ります。 ア インターネット上で身近な福祉関連施設などの求人情報の提供 イ 市内方面別就職相談会、合同就職フェアの開催 ウ 他都市での就職相談会の開催支援
本年度		千円 997,864	
前年度		490,582	
差引		507,282	
本年度の財源内訳	国	1,800	2 福祉人材の緊急確保事業 241,860千円 (1) 特別養護老人ホーム処遇改善事業 職員の処遇改善等に充てる経費を助成します。 (2年度までの時限事業) (2) 施設職員等キャリアアップ支援事業 特別養護老人ホームを対象に職員の研修参加費用及び研修参加に伴う代替職員の雇用経費を助成します。
	県	649,909	
	その他	—	
	市費	346,155	
			(3) 介護の仕事のイメージアップ等 介護の仕事に関する正しい理解を促進するため、中高生向けに啓発資料等を作成・活用し、イメージアップを図ります。また、介護人材確保を目的とした就職セミナー等に対して補助を行います。
3		福祉人材定着促進事業【経済対策】	113,226千円
(1)		介護人材定着促進事業 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所において、介護業務等に従事する方を新たに雇用し、質の高いサービスの提供と事業所における人材確保を支援します。	
(2)		障害者就労定着支援員確保事業〈拡充〉 障害者の就労・定着を促進するため、障害者就労支援センターに、企業における就労経験を活かした支援員を確保します。 ( (1) (2) とも国の「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用)	
4		「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業〈新規〉【経済対策】	368,473千円
			市内の介護施設・介護サービス事業所等に対し、介護資格取得を目指す方の新規雇用や養成機関での受講を委託することにより、介護事業所での雇用の創出を図り、介護人材の確保・定着を促進します。(国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用)
5		地域包括支援センター相談体制強化事業〈新規〉【経済対策】	168,210千円
			地域包括支援センターに対し、事務等を行う職員の雇用を委託することにより、失業者の就業機会の創出を図るとともに、地域包括支援センターの相談体制を強化します。 (国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用)
6		海外からの介護福祉人材就労支援事業〈拡充〉	71,392千円
			経済連携協定に基づきインドネシア及びフィリピンから来日した介護福祉士候補者が円滑に就労できるよう、受入施設への助成等を行います。

2	地域福祉保健計画 推進事業等		<p><b>事業内容</b> 地域社会全体で福祉・保健などの生活課題に取り組み 支えあう仕組みづくりを進めます。</p> <p>1 区計画の推進 <span style="float: right;">13,124千円</span>  (1) 区計画策定支援  23年度に第2期計画がスタートする11区について、  計画策定経費の一部を支援します。  (2) 研修の実施  公的機関等のコーディネーター養成研修や地域福  祉保健の推進に関わる従事者向けのテーマ別研修等  を実施します。</p> <p>2 市計画の推進 <span style="float: right;">2,959千円</span>  第2期市計画(21～25年度)を推進するため、  第2期市計画推進委員会を開催し、市計画の施策が円  滑に実施されるように進行管理及び評価を行うととも  に、区計画を支援するための施策等を検討します。  また、コミュニティビジネスの普及啓発のための研  修を実施します。</p>
本 年 度		千円 106,610	
前 年 度		38,523	
差 引		68,087	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	73,000	
	県	7,156	
	その他	19	
	市 費	26,435	
			<p>3 一人暮らし世帯等安心生活支援モデル事業 <b>〈新規〉</b> <span style="float: right;">13,000千円</span>  一人暮らし等で日常的な家庭の支援が得られない高齢者や障害者等が地域で安心して  暮らせるための、安定的・継続的な見守り体制づくりについて、モデル事業を市内2地  区で実施します。  ・実施地区 旭区旭北地区、栄区公田町団地地区</p> <p>4 区福祉保健センター職員の人材育成 <span style="float: right;">2,634千円</span>  福祉保健センター人材育成指針に基づき職員研修や、区への人材育成アドバイザー  スタッフの派遣を行います。  また、21年度の福祉保健センター組織体制整備を踏まえた人材育成体制体系化の検討  や16年3月に策定した人材育成指針改訂を行うため、人材育成検討会を実施します。</p> <p>5 災害時要援護者避難支援事業 <span style="float: right;">14,893千円</span>  災害時要援護者に対する避難支援のための仕組みづくりを目的とした区のモデル事業  を4区で実施します。また、特別避難場所への防災用簡易トイレの備蓄を行う等、災害  時要援護者対策の取組を進めます。</p> <p>6 地域福祉・交流拠点モデル事業 <b>〈新規〉</b> <span style="float: right;">60,000千円</span>  身近な地域での地域福祉活動を活発化し、多世代にわたる市民の相互交流を促進する  拠点等を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用の一部を補助します。  工事費等補助(国費) 上限30,000千円 2か所</p>

3		権利擁護事業		<b>事業内容</b> 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護の推進を図ります。
本年度		千円 208,054		1 横浜生活あんしんセンター運営事業 177,970千円 権利擁護に関わる相談や、契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス等を実施する「横浜生活あんしんセンター」の運営費を助成します。
前年度		207,002		2 成年後見制度利用支援事業 27,483千円 成年後見制度の利用が必要な高齢者・障害者で、費用負担が困難な場合に、申立てに関する費用や後見人等選任後の報酬の全部又は一部を助成します。
差引		1,052		3 成年後見制度利用促進事業 2,601千円 (1) 権利擁護関係機関の連携強化 福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター及び弁護士会等専門職団体が合同で事例検討や情報交換等を行い、区域の権利擁護関係機関の連携を促進します。 (2) 権利擁護関係職員の資質向上 成年後見制度の適切な活用に向けて関係職員の研修を行います。
本年度の財源内訳	国	76,731		
	県	5,152		
	1号保険料等	6,030		
	市費	120,141		

4		だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業		<b>事業内容</b> すべての市民が、支えあい(ソフト)と環境(ハード)の整備により、安心・安全に行動できる人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。
本年度		千円 118,408		1 福祉のまちづくり条例推進事業 2,807千円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり普及啓発 (3) 条例対象施設についての事前協議・相談等
前年度		171,360		2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業 115,601千円 (1) 民営鉄道エレベーター(2駅:5基) JR矢向駅(2基) JR大口駅(3基) (2) 市営地下鉄エレベーター(1駅:1基) 蒔田駅(平成18年度より継続工事、3基中2基整備済)
差引		△ 52,952		
本年度の財源内訳	国	-		
	県	36,665		
	市債	42,000		
	市費	39,743		

5		地域ケアプラザ 整備・運営事業		<b>事業内容</b> 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉・保健の拠点として、地域包括支援センター及び地域活動交流等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。	
本年度		千円 3,101,299		1 整備事業 820,944千円	
前年度		3,363,037		(1) 建設等 8 か所 (前年度 8 か所) ア 継続建設等 4 か所 イ 新規建設 4 か所 しゅん工 4 か所 (累計123か所) [今宿西、上笹下、青葉台、二ツ橋第二]	
差引		△ 261,738		(2) 設計 1 か所 (前年度 0 か所) 継続設計 1 か所	
本年度の財源内訳	国	68,000		2 運営事業〈拡充〉 2,280,355千円	
	県	23,500		(1) 運営 121か所	
	市債	517,000		ア 既設 119か所	
	その他	7,557		イ 新規開所 2か所 [今宿西、青葉台]	
	市費	2,485,242		(2) 施設機能	
※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。 同経費は、介護保険事業費会計に計上。(P.12の8参照)					
[建設等 8 か所]					
所在区	名称 (仮称)	併設施設	しゅん工 予定	開所予定	
1 旭区	今宿西	—	23年1月	23年3月	
2 磯子区	上笹下 (仮称)	特別養護老人ホーム	23年2月	23年4月	
3 青葉区	青葉台	障害者地域活動ホーム	23年1月	23年3月	
4 瀬谷区	二ツ橋第二	福祉保健活動拠点、精神障害者生活支援センター、地域子育て支援拠点、区民活動センター	23年3月	23年5月	
5 鶴見区	生麦 (仮称)	—	23年度	23年度	
6 港南区	芹が谷 (仮称)	—	23年度	23年度	
7 保土ヶ谷区	川島 (仮称)	—	23年度	23年度	
8 青葉区	恩田 (仮称)	—	23年度	23年度	
*青葉台は業務委託方式による整備					
[継続設計 1 か所] 旭区 (笹野台)					

## Ⅱ 高齢者保健福祉の推進

### 介護保険制度関連事業の概要

介護 保険 事業 費 会 計	<b>1 介護保険給付 (10ページ：6番) 181,696,027千円</b>	
	<b>在宅(居宅)サービス 87,100,120千円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具販売</li> <li>・住宅改修</li> <li>・居宅介護支援</li> </ul>	<b>地域密着型サービス 18,214,893千円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)</li> </ul>
	<b>予防給付 &lt;要支援者対象&gt; (再掲) 9,591,649千円</b>	
	<b>施設サービス(介護保険3施設) 67,670,658千円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> </ul>	<b>その他 8,710,356千円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額介護サービス費</li> <li>・特定入所者介護サービス費</li> <li>・審査支払手数料</li> </ul>
	<b>2 地域支援事業 (11~12ページ) 4,349,907千円</b>	
<b>介護予防事業 398,372千円 (11ページ：7番)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防普及啓発活動支援事業</li> <li>・体力向上プログラム</li> <li>・脳力向上プログラム</li> <li>・介護予防推進事業</li> <li>・はつらつシニアプログラム</li> <li>・訪問指導事業</li> <li>・介護支援ボランティアポイント事業</li> </ul>	<b>包括的支援事業 3,109,291千円 (12ページ：8番)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> <li>・ケアマネジメント推進事業</li> </ul>	<b>任意事業 842,244千円 (12ページ：9番)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費適正化事業</li> <li>・介護相談員派遣事業</li> <li>・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業</li> <li>・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業</li> <li>・高齢者食事サービス事業 等</li> </ul>
<b>3 その他事務費 5,478,631千円</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険運営費</li> <li>・要介護認定等事務費</li> <li>・職員人件費 等</li> </ul>		
一 般 会 計	<b>4 介護保険外サービス (13ページ：10番) 1,507,599千円</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者ホームヘルプ事業</li> <li>・認知症高齢者対策事業</li> <li>・緊急ショートステイ床確保事業</li> <li>・療養通所介護促進事業</li> <li>・訪問指導事業</li> <li>・高齢者買い物サポート事業 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業(あんしん電話貸与等)</li> <li>・在宅高齢者虐待防止事業</li> <li>・医療対応促進助成事業</li> <li>・中途障害者支援事業</li> <li>・地域の見守りネットワーク構築支援事業</li> </ul>
<b>5 低所得者の利用者負担助成事業 (14ページ：11番) 78,177千円</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人による利用者負担軽減</li> <li>・介護サービス自己負担助成</li> </ul>		

6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		<b>事業内容</b> 介護保険法、第4期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。	
本年度	千円 191,524,565		1 被保険者 (平成22年10月見込み) (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約73万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約126万人	
前年度	186,836,588		2 要介護認定 (平成22年10月見込み) 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約12万人	
差引	4,687,977		3 保険給付 保険給付費 181,696,027千円 (1) 在宅介護サービス給付費 87,100,120千円 (2) 地域密着型サービス給付費 18,214,893千円 (3) 施設介護サービス給付費 67,670,658千円 (4) 高額介護サービス費等 8,710,356千円	
本年度の財源内訳	国	38,446,730	4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>4,500円(平成21～23年度) (平成18～20年度4,150円) (2) 所得の低い方等に対する保険料減免 ア 低所得者減免 イ 住宅譲渡所得減免<新規>	
	県	27,780,187		
	第1号保険料	38,740,706		
	第2号保険料	54,607,878		
	基金繰入金等	4,410,615		
	市費	27,538,449		
(3) 所得段階別保険料				
所得段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	0.50	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者		27,000円(月2,250円)
第2段階	0.50	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	27,000円(月2,250円)
第3段階	0.65		(うち第2段階を除く者)	35,100円(月2,925円)
第4段階	0.95	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	51,300円(月4,275円)
<b>第5段階</b>	<b>1.00(基準額)</b>		(うち第4段階を除く者)	<b>54,000円(月4,500円)</b>
第6段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額150万円未満の者)	59,400円(月4,950円)
第7段階	1.25		(合計所得金額150万円以上250万円未満の者)	67,500円(月5,625円)
第8段階	1.50		(合計所得金額250万円以上500万円未満の者)	81,000円(月6,750円)
第9段階	1.75		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	94,500円(月7,875円)
第10段階	2.00		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	108,000円(月9,000円)
第11段階	2.25		(合計所得金額1,000万円以上の者)	121,500円(月10,125円)

7	地域支援事業 (介護予防事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 地域で自立した生活を送ることができるよう、すべての高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業として実施します。 また、地域において自主的な介護予防の活動が広がり、継続的に実施できるよう支援します。
	本年度	千円 398,372	1 65歳以上のすべての方に対するサービス 289,568千円
	前年度	439,603	(1) 介護予防普及啓発活動支援事業 高齢期の健康づくりや介護予防に関する知識の普及、地域の自主的な活動の支援を行います。 ア 介護予防普及啓発(イベント・講演会等) (2,070回) イ 地域介護予防活動支援(研修会、連絡会等) (420回)
	差引	△ 41,231	(2) 体力向上プログラム (500コース) 一般高齢者を対象に、高齢者自らが身体状況に応じた介護予防活動を実践するきっかけづくりとして、運動、口腔ケア、栄養改善等の具体的な取組を体験できるプログラムを提供します。 (3) 脳力向上プログラム(認知症予防事業) (1区2コース:計36コース) 一般高齢者を対象に、高齢者自らが認知機能の維持・向上を目指し、生活習慣が改善できるよう、認知症予防プログラムを提供します。 (4) 介護予防推進事業<拡充> 介護予防を効果的に実施するため、事業の評価や地域包括支援センターにおける介護予防事業の実施体制を充実します。
本年度の財源内訳	国	82,559	2 生活機能の維持・改善が必要な方に対するサービス 60,018千円 (1) はつらつシニアプログラム(通所型介護予防事業) (72コース) 特定高齢者を対象に、運動プログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することで、心身の機能向上を目指すとともに、要介護状態となることを予防します。 ア 運動プログラム (1区2コース:計36コース) 筋力やバランス感覚等の身体をコントロールする能力を高めます。同時にフットケアを行い、足への関心を高め、歩行能力の向上を図ります。 イ 口腔ケア・栄養改善プログラム (1区2コース:計36コース) 口腔機能の維持・向上や、必要な栄養素を効率的に摂取する知識等の普及を図ります。 (2) 訪問指導事業(訪問型介護予防事業) (延べ訪問回数 578回) 特定高齢者を対象に、介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。
	県	41,279	
	第1号保険料	66,046	
	第2号保険料	99,070	
	その他	829	
	市費	108,589	
			3 介護支援ボランティアポイント事業<拡充> 48,786千円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、本人の健康増進・介護予防や社会参加・地域貢献を通じた生きがいづくりを促進します。 22年10月からボランティア活動の範囲を介護施設以外にも拡大していきます。

8	地域支援事業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。
	本年度	千円 3,109,291	1 地域包括支援センター運営事業<拡充> 3,104,075千円 社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、 (1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント (2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 などを行います。
	前年度	3,034,021	
	差引	75,270	
本年度の財源内訳	国	1,122,714	
	県	561,357	
	1号保険料	561,357	2 ケアマネジメント推進事業 5,216千円 研修の開催や事例集の作成等により、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対する研修を行います。
	市費	863,863	

9	地域支援事業 (任意事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		<b>事業内容</b> 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行います。また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を行います。
	本年度	千円 842,244	1 介護給付費適正化事業 46,429千円 サービス利用者に給付費通知を送付するとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。
	前年度	884,497	2 介護相談員派遣事業 21,062千円 介護相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。
	差引	△ 42,253	3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 189,078千円 要介護者のうち一定の要件を満たした方に、紙おむつの給付を行います。(延べ月数 25,913月)
本年度の財源内訳	国	335,456	4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 396,878千円 生活援助員などによる緊急時の対応を確保します。(対象戸数 4,974戸)
	県	167,729	5 高齢者食事サービス事業 168,574千円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。(延べ食数 534,000食)
	1号保険料等	171,050	
	市費	168,009	

10	介護保険外サービス		<b>事業内容</b> 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。  1 高齢者ホームヘルプ事業 275,760千円 (1) 在宅生活支援ホームヘルプ 在宅の重度要介護者に、介護保険サービスに上乗せして必要な訪問介護を提供します。 (2) 自立支援ホームヘルプ 自立と判定されたひとり暮らしの方等に対して生活援助サービスを提供します。 2 ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業 88,665千円 あんしん電話（緊急通報装置）等の給付・貸与を行います。 3 認知症高齢者対策事業〈拡充〉 42,943千円 認知症理解への普及啓発や認知症サポート医の養成等医療体制の充実を図ります。また、認知症高齢者及び家族等への支援を行うとともに、医療や介護などの相談に応じる認知症コールセンターの運営を開始します。 4 在宅高齢者虐待防止事業 16,203千円 在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行うとともに、引き続き緊急時対応に取り組みます。  5 緊急ショートステイ床確保事業〈拡充〉 28,912千円 介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合の受入枠を確保します。また、医療的ケアの必要な方が利用できる受入枠を拡大します。 6 医療対応促進助成事業 266,400千円 特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業所のうち、医療的ケアの必要な方の受入れが多い施設へ助成を行います。 7 療養通所介護促進事業 4,500千円 今後、更に増加する医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、施設及び設備整備費の補助を行います。 8 中途障害者支援事業 417,129千円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。 9 訪問指導事業 157,887千円 療養上の指導が必要な方と家族等に対し、保健師等が訪問による保健指導を行います。 10 地域の見守りネットワーク構築支援事業 16,959千円 高齢者の孤立死防止等に資するため、地域住民及び地縁的団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワーク構築を支援します。 11 高齢者買い物サポート事業〈新規〉【経済対策】 31,851千円 日常の買い物が困難な高齢者等を支援するため、国の「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用し、買い物代行サービスなどを実施します。	
	本年度	千円		1,507,599
	前年度			1,409,708
	差引			97,891
本年度の財源内訳	国		173,293	
	県		123,985	
	その他		778	
	市費		1,209,543	

11	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 1 社会福祉法人による利用者負担軽減 10,657千円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し利用者負担を軽減した場合に、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えたとき、その超えた金額の1/2を助成します。 (1) 年間収入の上限額 150万円(単身世帯) (2) 預金等の上限額 350万円(単身世帯) 2 介護サービス自己負担助成 67,520千円 低所得で特に利用料負担が困難な方に助成します。 (1) 在宅サービス助成 (2) グループホーム助成 (3) 施設居住費助成(22年10月から実施) <b>〈新規〉</b>
本年度	千円 78,177		
前年度	77,730		
差引	447		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	7,992	
	その他	—	
	市費	70,185	

	対象要件	助成内容
在宅サービス助成		3%又は5%に軽減
グループホーム助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税非課税世帯</li> <li>収入基準(単身世帯で150万円以下)</li> <li>資産基準(単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない)</li> </ul>	3か月以上、市内に居住 5%に軽減
施設居住費助成	税法上の被扶養者でないこと	利用者負担第3段階 月額1万円

12	地域密着型サービス等推進事業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。 1 小規模多機能型居宅介護事業所整備事業 390,496千円 (1) 工事費等補助 上限 26,250千円 14か所 (2) スプリンクラー設置費補助 <b>〈新規〉</b> 7か所 (3) 地域ケアプラザモデル事業設計費補助 <b>〈新規〉</b> 上限 2,625千円 1か所 2 認知症高齢者グループホーム整備事業 355,932千円 (1) 工事費等補助 上限 26,250千円 3か所 (2) スプリンクラー設置費補助 58か所 3 高齢者在宅療養拠点モデル整備事業 90,000千円 工事費等補助 上限 30,000千円 3か所 4 地域密着型サービス事業所運営推進事業 213,900千円 (1) 小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助 87,000千円 15か所 (2) 施設開設準備経費補助 <b>〈新規〉</b> 126,000千円 22か所
本年度	千円 1,050,328		
前年度	634,021		
差引	416,307		
本年度の財源内訳	国	367,182	
	県	592,221	
	その他	—	
	市費	90,925	

		事業内容	
13	特別養護老人ホーム整備事業	1 特別養護老人ホーム整備事業 3,590,315千円 在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。 整備にあたっては、比較的立地が少ない地域への整備や医療的ケアの充実に考慮します。	
本年度		千円 3,590,315	(1) 継続 720床 (前年度 914床) (2) 新規 390床 (前年度 820床) 計 1,110床 (前年度 1,734床)
前年度		4,899,641	整備数累計 22年度末 13,207床
差引		△ 1,309,326	
本年度の財源内訳	国	—	
	市債	2,813,000	
	その他	24,965	
	市費	752,350	

【特別養護老人ホーム整備一覧】

施設名	建設地	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員			しゅん工予定
			特養	ショート	デイ	
継続	今宿	旭区今宿一丁目	陽光会	100	10	22年度
	レジデンシャル常盤台	保土ヶ谷区常盤台	育明会	110	10	22年度
	今川町	旭区今川町	山寿会	120	20	22年度
	みずほ	緑区長津田町	旭会	150	10	22年度
	ヴィラ泉	泉区上飯田町	幸仁会	100	20	○ 22年度
	磯子自然村	磯子区氷取沢町	ふるさと自然村	140	20	22年度
	6か所 720床			720	90	
新規	来夢の里	戸塚区汲沢町	横浜来夢会	100	20	23年度
	緑樹会瀬谷	瀬谷区目黒町	緑樹会	110	10	23年度
	しょうじゅの里 鶴見	鶴見区江ヶ崎町	兼愛会	90	10	23年度
	中村町ホーム	南区中村町	同塵会	90	10	23年度
	4か所 390床			390	50	
特養建設費補助 10か所			1,110	140		

14		高 齢 者 の 社 会 参 加 促 進		事業内容													
本 年 度		千円 10,588,819		1 敬老特別乗車証交付事業 10,242,397千円 高齢者の社会参加を支援するため敬老特別乗車証を交付します。  (1) 交付対象者 70歳以上の市内在住者で交付を希望する方 積算人数 326,825人 (2) 利用可能な交通機関 市営バス、市内を運行する民営バス、市営地下鉄 金沢シーサイドライン (3) 利用者負担額（年額）													
前 年 度		10,555,369															
差 引		33,450															
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	119,727		<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給者等</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税者</td> <td>3,200円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税で合計所得金額250万円未満</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額250万円以上700万円未満</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>合計所得金額700万円以上</td> <td>19,500円</td> </tr> </tbody> </table>		負担区分	負担額	生活保護受給者等	無料	市民税非課税者	3,200円	市民税課税で合計所得金額250万円未満	6,500円	合計所得金額250万円以上700万円未満	8,000円	合計所得金額700万円以上	19,500円
	負担区分	負担額															
	生活保護受給者等	無料															
	市民税非課税者	3,200円															
市民税課税で合計所得金額250万円未満	6,500円																
合計所得金額250万円以上700万円未満	8,000円																
合計所得金額700万円以上	19,500円																
県	—																
その他	1,485,498																
市 費	8,983,594																
2 老人クラブ助成事業				304,145千円													
(1) 老人クラブ運営費助成																	
新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。																	
ア 単位老人クラブ (1,835クラブ)																	
イ 市・区老人クラブ連合会																	
(2) 横浜シニア大学助成事業																	
市老人クラブ連合会主催の講座について、高齢者による運営委員会の自主性強化に向けて助成割合を見直します。																	
3 高齢者のための優待施設利用促進事業				24,494千円													
65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう、「濱ともカード」について、引き続き新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。																	
4 全国健康福祉祭参加事業				17,783千円													
石川県で開催される、第23回全国健康福祉祭いしかわ大会（ねんりんピック石川2010）に、本市代表選手を派遣します。																	
なお、大会参加に係る交通費の2分の1について参加者負担とします。																	

# Ⅲ 障害者施策の推進

## ～障害福祉主要事業の概要～

### 1 将来にわたるあんしん施策〈新規・拡充〉

障害者やその家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

### 2 障害者自立支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者相談支援事業	障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。〈拡充〉【予算概要15】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガードヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。〈拡充〉【予算概要16】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホーム・ケアホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。〈新規・拡充〉【予算概要18】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。〈拡充〉【予算概要19】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。〈拡充〉【予算概要20】
	障害者自立生活アシスタント派遣事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。〈拡充〉【予算概要20】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。〈拡充〉【予算概要21】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活を円滑にするための各種用具の給付・貸与を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。

### 3 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援法体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。〈拡充〉【予算概要15】
	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。〈拡充〉【予算概要19】
	精神障害者退院促進支援事業	精神障害者の社会的自立の促進を目的として、長期入院している精神障害者のうち症状が安定し受入れ条件が整えば退院可能な方に対し、退院促進支援を行います。【予算概要20】
	自殺対策事業	自殺対策強化のため、啓発や研修の実施、自殺未遂者のケア、鉄道自殺等を防ぐための安全対策機器整備助成を行うとともに、自死遺族等に対する支援の充実を図ります。〈新規・拡充〉【予算概要23】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協力体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。また、精神科病院が保護室を増床するための費用の一部を補助します。〈拡充〉【予算概要24】
	重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【予算概要25】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の確保等の事業を行います。〈拡充〉【予算概要26】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。
	重度重複障害者デイサービス事業	在宅の重度重複障害者に対して、通所による療育訓練等を行うことで運動機能の低下を防止するとともにその発達を促します。

将来にわたる あんしん施策		
本年度		千円 1,900,574
前年度		193,728
差引		1,706,846
本年度の 財源内訳	国	415,249
	県	216,623
	その他	62
	市費	1,268,640

### 将来にわたるあんしん施策について〈新規・拡充〉

障害者やその家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、障害者プラン説明会などのご意見も踏まえ具体化を図りました。なお、各施策は22年度を初年度として、段階的に実施します。

#### 1 親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築

(1) 後見的支援の充実 379,548千円

##### ア 後見的支援推進事業 〈新規〉

障害のある人が地域で安心して暮らし続けるため、本人を地域で見守る人的支援の仕組みが求められています。このため、地域をよく知る社会福祉法人等が中心となり、日常生活の見守りなど、共助により障害者本人を支える後見的支援の仕組みづくりに着手します。また、障害者本人の安心づくりや権利擁護のため、この仕組み及び成年後見制度の普及啓発を進めていきます。

##### イ 多機能型拠点の整備 〈新規〉

医療的ケアを要する障害者が地域で暮らし続けるため必要となる訪問看護サービス、ショートステイ等を一体的に提供できる体制をつくることを目的とし、その拠点整備を順次進めていきます。

#### 2 障害者の高齢化・重度化への対応

(1) 住まいの場の充実 240,447千円

障害者グループホームB型設置運営費補助事業（運営費・消防設備費補助）

##### 〈新規・拡充〉

グループホーム・ケアホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、高齢化・重度化対応ホームをモデル実施します。また、消防法施行令の改正等に対応するため、消防設備の整備に係る経費を引き続き補助します。

(2) 医療的ケア対応 2,008千円

非医療職のための医療的ケア研修等実施事業 〈新規〉

医療的なケアが必要な障害者の地域での生活を支えるため、障害者施設等の非医療職職員への「医療的ケア研修事業」や、看護師への専門機関の「医師・看護師等による巡回指導」を実施します。

#### 3 地域生活のためのきめ細かな対応

(1) 医療・受診環境の充実 105,113千円

##### ア 障害児者の医療環境推進事業 〈拡充〉

身近なところで安心して、医療を受けられるよう、医師を対象とした障害理解のための研修派遣や、横浜市立大学と連携して障害理解のための講座を開催します。その他、医療従事者向け研修会なども引き続き実施します。

##### イ 肺炎球菌ワクチン接種助成事業 〈新規〉

肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれが高い重度内部障害者に対し、肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します。

※こども青少年局予算

(19,950千円)を含みます。

- ウ 精神科救急基幹病院機能強化事業等 〈新規〉  
基幹病院に病棟改修費用を補助することにより、急患の受入体制を強化し、横浜市民専用病床を確保します。
- エ 精神科救急協力病院保護室整備事業 〈拡充〉  
協力病院の保護室整備費用補助を拡充し、救急受入体制の充実を図ります。
- オ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 〈新規〉  
(ア) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業  
重度障害児・者が入院する場合で、入院先医療機関のスタッフとの意思疎通が十分に図れないときに、入院先にコミュニケーション支援員（仮称）を派遣し、コミュニケーション支援を行います。  
(イ) 救急手話通訳者派遣事業  
手話が必要な聴覚障害者に対して、夜間の119番通報利用時に必要に応じて手話通訳者を派遣するシステムを構築します。
- (2) 総合的な移動支援施策体系の再構築 368,787千円  
ア 移動支援事業再構築プロジェクトモデル事業 〈新規〉  
現在の移動支援の社会資源をより効率的に利用するため、移動支援施策の再構築を図ります。具体的な事業化へ向け、一定地域でのカーシェアリング（エリア巡回車の運行）や、移動支援サービスの情報を発信する拠点づくりを行います。  
イ 障害者移動支援事業等 〈拡充〉  
在宅重度障害者タクシー券の利用方法の見直しや、ガイドボランティアによる通学支援の拡充等を行います。
- (3) その他 地域生活のきめ細かな対応 804,671千円  
ア 入所施設による地域生活支援機能強化事業 〈新規〉  
障害者の安定した地域生活の実現に向け、入所施設の職員を少人数で運営する地域の作業所やグループホームに派遣するモデル事業を実施します。あわせて入所施設間の人材交流も行い、支援技術の向上を図ります。  
イ 障害者自立生活アシスタント派遣事業 〈新規〉  
障害特性をふまえた日常生活上の支援を行う自立生活アシスタントを、市内のどこに住んでいても利用できるよう体制整備を引き続き進めます。また、発達障害及び高次脳機能障害がある方へも対象を拡大します。  
ウ 福祉人材の確保（合同就職フェア） 〈新規〉  
人材不足を解消し、さらに横浜の障害福祉の魅力を広く知ってもらうために、民間事業者等と協働して合同就職フェアを引き続き実施します。  
エ 精神障害者の家族支援事業 〈新規〉  
家族関係の悪化等により精神障害者との同居等が難しい家族に対し、必要に応じて家族の緊急避難場所や障害について学ぶ機会を提供します。関係改善を図ることで、障害者と家族が地域での生活を継続できるよう支援します。  
オ 高次脳機能障害者支援事業 〈新規〉  
高次脳機能障害者支援センター（仮称）を立ち上げ、診断・評価・各種相談支援が受けられるよう支援体制を整備するとともに、地域における拠点機関との軸をつくることにより、高次脳機能障害者やその家族に対する支援体制の構築を図ります。  
カ 発達障害者支援体制整備事業 〈拡充〉  
方面別に相談員を配置することにより地域における支援ネットワークの構築を図ります。また、具体的な支援を検討・開発・評価するためにモデル事業を実施します。  
キ 災害時障害者支援事業 〈新規〉  
災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で当面の生活ができるよう、じょくそう予防用簡易ベッド・車椅子などの福祉用具等の備蓄を進めます。また、地域防災拠点である小中学校に、多目的トイレの整備を進めます。

15	障害者 相談支援事業等		事業内容 1 相談支援事業 419,818千円 障害者が地域で暮らすために生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 地域活動ホーム 18か所〈拡充〉 ア 法人運営型地域活動ホーム 17か所 イ 機能強化型地域活動ホーム 1か所(中区) (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所 2 発達障害者支援体制整備事業 〈拡充〉 あんしん 36,787千円 方面別に相談員を配置することにより地域における支援ネットワークの構築を図ります。 また、具体的な支援を検討・開発・評価するためにモデル事業を実施します。
本年度		千円 456,605	
前年度		416,909	
差引		39,696	
本年度の財源内訳	国	60,720	
	県	13,076	
	その他	—	
	市費	382,809	

16	障害者 居宅介護事業		事業内容 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者がホームヘルプサービスやガイドヘルプサービス及びガイドボランティア事業を利用して在宅生活を送れるよう支援します。 1 障害者ホームヘルプ事業 (1) 対象者 4,488,709千円 身体介護や家事援助等を必要とする、障害程度区分1以上の障害者及び1～3級の身体障害児、知的障害児、精神障害児 (2) 総利用時間見込 1,427,894時間 2 障害者ガイドヘルプ事業 〈拡充〉 あんしん 1,280,899千円 (1) 対象者 単独で外出が困難な、1～3級の身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 541,032時間 3 障害者ガイドボランティア事業 〈拡充〉 あんしん 68,119千円 (1) 対象者 障害者ガイドヘルプ事業に準ずる (2) 利用回数 4時間までを1回として12回/月 (通所利用は片道1回として12回/月、通学利用は通学に必要な回数)
本年度		千円 5,837,727	
前年度		4,598,382	
差引		1,239,345	
本年度の財源内訳	国	2,862,229	
	県	1,431,212	
	その他	42,356	
	市費	1,501,930	

17	障害者 移動支援事業		<b>事業内容</b> 障害者等の移動を支援し、社会参加を促進します。 1 ハンディキャブ事業 64,387千円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付き小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台） 2 重度障害者タクシー料金助成事業 <b>あんしん</b> 625,931千円 バス・地下鉄等の利用が困難な重度障害児・者に、タクシー利用料の一部を助成します。 (1) 助成額 1枚500円 (2) 交付枚数 <b>〈拡充〉</b> 年84枚（1乗車で複数使用可。1か月7枚上限） ※人工透析に通う腎臓機能障害者は年168枚 3 障害者施設等通所者交通費助成事業 282,292千円 施設等に通所する知的・身体・精神障害者とその介助者に対し、通所の交通費を助成します。 4 特別乗車券交付事業 2,636,915千円 市営バス・地下鉄・金沢シーサイトライオン・市内を運行する民営バスが利用できる無料乗車券を交付します。 5 自動車運転訓練・改造費助成事業 <b>〈拡充〉あんしん</b> 27,129千円 中重度障害者が運転免許を取得する費用、重度障害者が使用する自動車改造費・購入費を助成します。
本年度		千円 3,636,654	
前年度		3,279,864	
差引		356,790	
本年度の 財源内訳	国	43,036	
	県	21,520	
	その他	—	
	市費	3,572,098	

18	障害者 グループホーム 設置運営事業		<b>事業内容</b> 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。 1 設置費補助 <b>〈拡充〉</b> 183,118千円 新設 40か所（A型7、B型33） 移転 9か所 2 運営費補助 <b>〈拡充〉</b> 6,504,344千円 509か所（A型68、B型441） うち新規 40か所（A型7、B型33） (1) 運営基本費（国基準＋加算） (2) 家賃補助（月額家賃1／2） 3 B型移行支援金 <b>〈新規〉</b> 2,400千円 運営委員会の法定事業化（国費、県費対象事業）に向け、必要な人員要件を整えるための支援をします。 4 法定事業移行支援 34,445千円 5 消防設備整備事業 <b>〈新規・拡充〉あんしん</b> 142,900千円 消防法施行令の改正等に対応するため、消防設備の整備に係る経費を補助します。 6 高齢化・重度化対応事業 <b>〈新規〉あんしん</b> 49,087千円 障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、重度化対応ホームをモデル実施します。
本年度		千円 6,916,294	
前年度		5,740,692	
差引		1,175,602	
本年度の 財源内訳	国	1,989,098	
	県	962,749	
	その他	—	
	市費	3,964,447	

19	小規模通所施設 補助事業		<b>事業内容</b> 1 障害者地域作業所助成事業 522,498千円 地域作業所の運営に対し、設置費、運営費、借地借家費等の経費を助成します。 身障・知的 24か所（うち新規1か所） 精神 5か所
本年度		千円 5,142,405	2 小規模通所施設設置運営費補助事業 4,532,424千円 法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家費等の経費を補助します。
前年度		4,744,211	(1) 小規模通所授産施設 身障・知的 14か所 精神 2か所
差引		398,194	(2) 地域活動支援センター〈拡充〉 <b>あんしん</b> 身障・知的 128か所 精神 67か所 (うち新規 身体・知的 11か所 精神 6か所)
本年度の 財源内訳	国	1,364,605	(3) 個別給付事業所〈拡充〉 身障・知的 30か所 精神 5か所
	県	649,802	3 法定事業移行支援 87,483千円 運営委員会の法人格取得と法定事業（国費・県費対象事業）への移行を支援します。
	その他	12	
	市費	3,127,986	

20	障害者の 地域生活支援事業		<b>事業内容</b> 1 精神障害者生活支援センター運営事業 568,163千円 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの設置運営費を助成します。
本年度		千円 849,746	(1) 設置状況〈拡充〉 A型（公設型）指定管理者による管理運営（7か所） B型（民設型）運営団体への設置運営費助成（8か所） 瀬谷区生活支援センターの設置費を新規計上 （23年4月開所予定）
前年度		786,953	2 障害者自立生活アシスタント派遣事業 <b>あんしん</b> 242,143千円 地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。また、発達障害と高次脳機能障害を新たに対象とします。
差引		62,793	(1) 対象障害〈拡充〉 知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害 (2) 実施か所数〈拡充〉：25か所
本年度の 財源内訳	国	322,923	3 精神障害者退院促進支援事業 39,440千円 精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者へ専任の自立支援員による退院のための支援を行うことで精神障害者の社会的自立を促進します。
	県	162,962	
	その他	—	
	市費	363,861	

21	障害者地域活動ホーム運営事業		事業内容 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。
本年度		千円 3,566,074	1 社会福祉法人型〈拡充〉 2,234,503千円  (1) 設置状況 17か所(前年度 16か所) (2) 実施事業 ア 日中活動事業(障害者自立支援法事業) イ 重度重複障害者デイサービス事業(8か所) ※重度重複障害者デイサービス事業にて計上 ウ 相談支援事業 ※障害者相談支援事業にて計上 エ 生活支援事業
前年度		3,010,527	
差引		555,547	2 機能強化型 1,331,571千円 (従来型予算を含む)  (1) 設置状況 22か所(前年度 22か所) (2) 実施事業 ア 日中活動事業(障害者自立支援法事業) イ 相談支援事業(1か所でモデル実施) ウ 生活支援事業〈拡充〉 <b>あんしん</b> 生活支援事業モデル事業実施 9ホーム
本年度の財源内訳	国	958,893	3 従来型 設置状況 1か所(前年度 1か所)
	県	479,445	
	その他	47	
	市費	2,127,689	

22	障害者施設整備事業		事業内容 1 障害者施設整備事業 975,559千円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費の助成を行います。
本年度		千円 1,890,364	(1) 建設 1か所 就労支援型施設(鶴見区) (24年度開所予定) (2) 設計 5か所 多機能型拠点 <b>あんしん 2か所</b> 障害者支援施設再整備等 <b>あんしん 2か所</b>
前年度		3,859,027	(3) 解体・改修《4か所 <b>あんしん 2か所</b>
差引		△ 1,968,663	2 障害者地域活動ホーム整備事業 794,546千円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である障害者地域活動ホームを整備する法人に対し、建設費の助成を行います。 建設 1か所 青葉区 (22年度開所予定)
本年度の財源内訳	国	214,100	3 精神障害者生活支援センター整備事業 120,259千円 在宅の精神障害者が地域で安定した日常生活を送るための支援を行う生活支援センターを整備します。 建設 2か所 鶴見区、瀬谷区 (瀬谷区23年度開所予定、鶴見区24年度開所予定)
	県	60,727	
	その他	510,146	
	市費	1,105,391	

23	自殺対策事業		<b>事業内容</b> 自殺対策強化のため、市民への自殺問題に関する普及啓発、職員への研修を拡充します。 新規事業として、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐための支援、鉄道の駅など自殺の起こりやすい場所での機器整備助成を実施し、自殺予防の推進を図ります。 また、自殺対策は長期的な取組が必要なことから市民意識調査を行い、今後の施策に活かします。
本年度	千円 43,615		
前年度	10,621		
差引	32,994		
本年度の財源内訳	国	1,687	(1) 市民を対象とした普及啓発事業の実施 <b>〈拡充〉</b> 講演会、講座 7回 6,566千円
	県	39,927	2 支援者向け研修会の実施 <b>〈拡充〉</b> 3,380千円 (1) 人材(ゲートキーパー※)養成研修 8回 本市職員、地域の相談業務従事職員等を対象 ※早期対応の中心的役割を果たす人材
	その他	—	(2) 研修医育成研修 12回 (3) 講師養成研修 12回 地域住民対象の講座を担うための、区役所等職員を対象とした実務者研修
	市費	2,001	(4) かかりつけ医うつ病対応力向上研修 2回
			3 自殺対策連絡協議会等の運営 888千円 4 自殺者の遺族等に対する相談等の実施 2,525千円
			5 自殺に関する市民意識調査 <b>〈新規〉</b> 3,000千円 市民男女6,000人を年代別に無作為抽出し、自殺問題に対する意識調査及び調査結果の分析を行い、今後の事業計画へ活用します。
			6 自殺未遂者再発防止事業(再企図予防) <b>〈新規〉</b> 13,700千円 (1) 救命救急センターにおける自殺未遂者サポート ア 同センターに搬送される自殺未遂者やその家族等に対し、専門職員を関係団体に配置し、自殺再企図予防を行います。 イ 市内救急病院職員等を対象に、専門職員による「自殺未遂者対応支援実務研修」を行い、再企図予防の人材養成を促進します。 (2) 精神科医療機関における自殺未遂者サポート 救急病院に搬送される自殺未遂者やその家族等に対し、精神科診療所に事業委託し、自殺再企図予防を行います。 ①委託医の救急病院への往診②定期診療等継続支援③訪問・生活相談等
			7 職員の研修等への派遣 120千円
			8 区連携によるハイリスク者支援体制の強化 <b>〈拡充〉</b> 1,436千円 区役所が独自に取り組む自殺ハイリスク者支援等に対し事業費を配付します。
			9 自殺の起こりやすい場所での安全対策機器整備の助成 <b>〈新規〉</b> 12,000千円 自殺対策に効果があると思われる、青色灯の設置などを行う事業者に対し助成します。

24	精神科医療体制の充実		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 271,691千円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。 2 精神科救急基幹病院機能強化事業等 〈新規〉あんしん 16,643千円 基幹病院の病棟改修費を補助することにより救急患者の対応力を強化し市民専用病床を確保します。 3 精神科救急協力病院保護室整備事業 〈拡充〉あんしん 31,020千円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
本年度	千円 319,354		
前年度	269,467		
差引	49,887		
本年度の財源内訳	国	37,328	
	県	—	
	その他	264	
	市費	281,762	

25	重度障害者医療費援助事業		事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 7,902,675千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身障1・2級 イ IQ35以下 ウ 身障3級かつIQ50以下 (2) 対象人数 ア 被用者保険加入者 13,688人 イ 国民健康保険加入者 14,370人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 20,814人 計 48,872人 2 更生医療給付事業 2,655,400千円 身体障害者が、障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際に、医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象人員 1,151人
本年度	千円 10,558,075		
前年度	11,172,703		
差引	△ 614,628		
本年度の財源内訳	国	1,321,948	
	県	3,691,859	
	その他	768,878	
	市費	4,775,390	

26	障 害 者 就 労 支 援 事 業		<b>事業内容</b>
	本 年 度	千円 371,725	1 障害者就労支援センター運営事業〈拡充〉192,417千円 ※港北区のセンター運営費は総合保健医療センターの指定管理料に含む。 (1) 障害者の就労相談、職場開拓、定着支援等を行う 就労支援センターの運営費を補助します。 平成23年3月までに1か所運営法人を選定予定 既設8か所(神奈川、西、旭、磯子、港北、緑、戸塚、港南) (2) 障害者を効果的に就労につなげるため、職場体験 実習・企業実習事業を実施します。 (3) 全センターで3障害に対応できる体制づくりと労働・ 教育等の関係機関とのネットワーク作りを進めます。
	前 年 度	281,588	2 障害者就労定着支援員確保事業〈拡充〉【経済対策】 〈5ページ1の3(2)の再掲〉 28,665千円 障害者の就労・定着を促進するため、障害者就労支 援センターに、企業における就労経験を活かした支援 員を確保します(7か所)。
	差 引	90,137	3 職業能力開発プロモート事業 11,000千円 関係機関と連携し職業能力開発事業を推進します。 4 就労の場の拡大事業 103,395千円 (1) ア 共同受注事業 企業開拓等により市立及び民間の事業所等へ作業 をあつせんします。(受注開拓専任の嘱託職員人件費など) イ 自主製品販売強化事業〈新規〉【経済対策】 障害者施設等の自主製品販売の常設店に、販売員 配置の支援を行います。
本年度の 財源内訳	国	10,987	(2) ア ふれあいショップ設置促進事業 障害者の就労の場の確保と市民の理解促進のために公共施設内に設置している ショップの経営改善を支援します。(ショップ数:16か所) イ ふれあいショップ機能強化事業〈新規〉【経済対策】 店舗に調理師又は指導員を配置することにより、経営の安定及び障害者に対す る支援などの機能を強化します。
	県	106,616	(3) 障害者福祉的就労促進事業 一般就労が困難な知的障害者を雇用する事業所に、奨励金を交付します。
	その他	8,901	(4) 企業支援事業 企業のなかで障害者の実習や職場定着を支援するボランティアを、育成します。
	市 費	245,221	(5) 企業表彰事業 障害者雇用や業務の発注など、障害者を支援する企業を表彰するとともに、取り組 み内容をホームページ等を通じて広く紹介し、民間企業等での雇用促進を図ります。 (6) 職業安定所等関係機関連絡調整事業等 合同面接会や雇用促進街頭キャンペーンを実施し、市民向けの啓発を行います。
			5 就労に向けたスキルアップ事業 12,774千円 (1) 精神障害者社会適応訓練事業 就業が困難な精神障害者の作業能力の向上を図るとともに、社会的自立を促進する ため、精神障害者の就労訓練に協力した事業所に対して奨励金を交付します。 (2) 障害者農業就労援助事業 知的障害者を対象に農業研修を行い、農家や事業所への就労を支援します。
			6 知的障害者雇用事業〈拡充〉 23,474千円 知的障害者を雇用し、そのノウハウを企業や就労支援機関などへ情報提供すること により、障害者雇用の一層の促進を図ります。雇用者数8名(継続3名、22年度新規5名)

## IV 生活基盤の安定と自立の支援

27	生活保護事業		事業内容 1 生活保護費（法定分） 108,429,649千円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。 （1）対象見込世帯 44,643世帯（前年度 38,759世帯） （2）対象見込人員 60,551人（前年度 52,331人） （3）生活扶助基準 ア 標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子の場合）1か月 162,170円（前年度同額） イ 母子加算 1か月 23,260円（21年12月復活） 2 被保護者自立支援プログラム事業〈拡充〉193,115千円 無料職業紹介事業において就職支援セミナーや求人開拓を実施するとともに、各区に配置している就労支援専門員を25人から33人へ増員し、被保護者の就労支援を一層推進します。 また、引き続き、年金相談専門員を配置し、被保護者の他法他施策の一層の活用を図ります。 3 住宅手当緊急特別措置事業〈新規〉【経済対策】 1,294,340千円 住宅を喪失又は喪失のおそれのある離職者に対し、住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。（21年10月より実施） ・支給額(上限)単身世帯53,700円、複数世帯69,800円
本 年 度		千円 110,877,201	
前 年 度		94,144,728	
差 引		16,732,473	
本年度の財源内訳	国	82,243,818	
	県	—	
	その他	2,584,714	
	市 費	26,048,669	

28	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業 6,198,793千円 小児の医療費にかかる自己負担分を助成します。  対象者及び見込数 （1）0～就学前児（入・通院） 180,330人 （2）就学～中学卒業（入院） 1,435件  2 ひとり親家庭等医療費助成事業 1,513,839千円 ひとり親家庭等の医療費にかかる自己負担分を助成します。  （1）対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童  （2）対象人員 41,572人
本 年 度		千円 7,712,632	
前 年 度		7,795,650	
差 引		△ 83,018	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,546,374	
	その他	175,952	
	市 費	4,990,306	

29	国民健康 保険事業  (国民健康保険 事業費会計)		<b>事業内容</b> 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、 無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保 険給付を行います。					
	本年度		千円 334,813,693		1 被保険者数 949,000人 (前年度 939,300人)			
	前年度		299,697,755		2 世帯数 572,000世帯(前年度 562,600世帯)			
	差引		35,115,938		3 一部負担金割合 3割 ただし、小学校就学前は2割、 70歳以上は1割(現役並み所得者 は3割)			
本年度の 財源内訳	国	68,929,664	4 高額療養費等 (1) 高額療養費 一部負担金が一定の限度額を超えた場合に高額療 養費を支給します。					
	県	14,846,306	(2) 高額介護合算療養費 医療と介護の自己負担額の年間合計が一定の限度 額を超えた場合に高額介護合算療養費を支給します。					
	その他	225,407,456	5 出産育児一時金 1件 42万円					
	市費	25,630,267	6 葬祭費 1件 5万円					
7 特定健康診査・保健指導 (1) 対象者数 642,158人 (2) 事業目標 健診実施率 30%、保健指導利用率 25%								
8 保険料 (1) 本年度も引き続き市費の繰入れ等を行います。 (市費繰入額：一般法定給付費及び後期高齢者支援金の5.5%) (2) 賦課限度額 ※ 22年4月1日政令改正 医療給付費分50万円(前年度47万円)、介護納付金分10万円(前年度同) 後期高齢者支援金分13万円(前年度12万円) (3) 非自発的失業者の保険料の軽減を実施します。 ※ 22年4月1日政令改正 失業等により国保に加入した場合、前年の給与所得を実際の3割とみなして保険料 を算定し、失業中の過重な負担を軽減します。 (4) 前年度に引き続き、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受け入れ、介護納付金分 の保険料を軽減します。								
<保険料率の比較>								
	賦課割合		医療分料率		支援分料率		介護分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
本年度	50%	50%	36,500円	1.19	10,200円	0.34	13,420円	0.33
前年度	50%	50%	34,520円	1.05	9,970円	0.33	12,240円	0.31

30	後期高齢者等医療事業等 (後期高齢者医療事業費会計・老人保健医療事業費会計・一般会計)		<b>事業内容</b>												
	本年度	千円 52,015,969	1 後期高齢者医療事業 51,711,800千円 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」と）と市町村が共同して運営します。広域連合においては被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課等を行い、本市においては保険料の徴収、被保険者証の交付の申請受付等を行います。												
	前年度	52,988,422	(1) 対象者 ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方												
	差引	△ 972,453	(2) 被保険者数 314,642人  (3) 自己負担 外来・入院ともに、原則定率1割負担 現役並み所得者は、定率3割負担 (ただし、入院については、月額上限あり。 低所得者には減額制度あり。)												
本年度の財源内訳	国	78,826	(4) 公費負担割合 現役並み所得者以外の医療給付費は、保険料、支払基金交付金（各保険者からの拠出金）及び公費（国・県・市）によってまかなわれます。												
	県	19,706	現役並み所得者の医療給付費は、全額支払基金交付金でまかなわれます。												
	保険料等	29,727,734	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料</th> <th>支払基金</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>40%</td> <td>50%×2/3</td> <td>50%×1/6</td> <td>50%×1/6</td> </tr> </tbody> </table>			保険料	支払基金	国	県	市	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6
	保険料	支払基金	国	県	市										
10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6											
市費	22,189,703	(5) 保険料 被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。保険料の算定基準は、各都道府県の所得水準等で決定します。													
<p>ア 賦課割合 均等割 39% 所得割 61%（神奈川県内） （平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%）</p> <p>イ 賦課限度額（年間） 500,000円</p> <p>ウ 保険料率 均等割額 39,260円（前年度39,860円） 所得割率 7.42%（前年度7.45%）</p> <p>エ 低所得者及び被扶養者の保険料軽減 （ア）低所得者→世帯の所得に応じて保険料（均等割額）を9割、7割、5割、2割軽減 ※国において今後も7割軽減を8.5割にする特例措置を継続 （イ）被扶養者→制度加入時から2年間の保険料（均等割額）を5割軽減し、所得割額を賦課しない。 ※国において今後も5割軽減を9割軽減にする特例措置を継続するとともに、22年度から「制度加入時から2年間」の期間制限を撤廃</p>			2 老人保健医療事業 304,169千円 20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まったことに伴い、老人保健制度は20年3月31日で終了となりました。 22年度の実施内容は、月遅れ請求分のみでの執行となります。												

31	生活困窮者支援・ 寿地区対策事業・ ホームレス支援	事業内容 生活困窮者、寿地区住民、ホームレスを対象に、福祉的援助を行います。	
本年度	千円 743,333	1 生活困窮者支援 17,466千円 (1) 地域日常生活自立支援事業【経済対策】 生活保護受給に至らないが、様々な事由により生活に困窮している者に対し、4人の自立支援相談員が就労による自立に向けた相談支援を行います。	
前年度	759,546	2 寿地区対策 297,492千円 (1) 寿町労働福祉センター運営費補助事業 運営主体：(財)寿町勤労者福祉協会 事業内容：診療所・図書館・娯楽室等の運営管理	
差引	△ 16,213	(2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区緊急援護対策事業 (4) 寿町なんでもSOS班事業 (5) 一般援護費等	
本年度の財源内訳	国	310,638	3 ホームレス支援 428,375千円 (1) ホームレス自立支援事業 (2) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）
	県	—	
	その他	494	
	市費	432,201	

32	中国残留邦人等支援	事業内容 中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施、日本語教室、地域生活支援プログラム等を行い、適切な援助を行います。	
本年度	千円 885,189	1 中国残留邦人等生活支援給付 825,105千円 老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯収入が一定の基準を満たさない場合には、生活保護とは別途の法律に基づく給付金制度により、中国残留邦人一世等に対し補完する支援給付を行います。	
前年度	958,816	また、生活費以外に、住宅費、医療費、介護費等を個々のニーズに応じて、中国残留邦人一世等に対し、給付します。	
差引	△ 73,627	2 支援相談員による支援 24,179千円 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる「支援相談員」を配置し、支援給付業務等を行います。	
本年度の財源内訳	国	676,099	3 日本語講座等委託金 12,359千円 中国残留邦人等の地域生活を支援するため、日本語教室等を委託により行います。
	県	—	
	その他	92	
	市費	208,998	
		4 地域生活支援プログラム 16,500千円 中国残留邦人等が日本語習得等のために各種機関に通所する場合等の交通費、教材費を支給します。	
		5 その他事務費 7,046千円	

## V 地域医療体制の確保と充実

33	産科・周産期・小児医療の充実		事業内容
			【産科・周産期】
			1 緊急産科医療対策事業 31,000千円 安心して出産できる環境を確保するため、産科病床の増床等に対して助成を行います。また、医療機関の連携推進支援などを行います。
			(1) 産科病床及び助産所等設置促進事業 ア 産科病床の増床に対する助成〈新規〉 イ 助産所の設置や院内助産の実施に対する助成
本年度	千円 442,002		(2) セミオープンシステム推進事業
前年度	328,808		(3) 助産師スキルアップ支援事業
差引	113,194		(4) 助産所嘱託医療機関確保対策事業 (5) 早期産後ケア促進事業
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	442,002	
4 周産期救急病院当直体制強化事業〈新規〉 48,610千円			2 周産期救急医療対策事業 85,529千円
医師業務の負担軽減を図るとともに、周産期救急患者の円滑な受入れを促進するため周産期救急病院において産婦人科医師の2人当直体制をとる場合に、医師の確保経費等を助成します。			周産期救急患者の受入促進のため、二次救急病院の体制確保費等や周産期センター運営費を助成します。
【小児科】			3 緊急周産期医療対策事業 24,555千円
5 小児救急拠点病院事業 165,000千円			周産期救急医療体制を充実させるため、NICU(新生児集中治療室)及びその後方病床であるGCU(新生児継続治療室)の整備等を行う医療機関に助成します。
24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う医療機関に助成を行います。			
・小児救急拠点病院(7病院) 北部病院、労災病院、東部病院、市民病院			
横浜医療センター、みなと赤十字病院、南部病院			
6 小児科病院群輪番制事業 (予算は32ページ34の2の(2)に計上)			
小児救急拠点病院以外の小児科病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費を助成します。・市域全体で1～2病院体制			
【共通】			
7 救急医療情報・相談センター(仮称)整備事業〈新規〉 44,308千円			
救急医療に関する情報提供や電話相談に総合的に対応する「救急医療情報・相談センター(仮称)」の整備に向け、電話相談事業等の拡充を行います。			
(1) 産科あんしん電話相談事業			
妊婦の不安を解消するため、分娩取扱医療機関の案内や電話相談を実施します。			
(2) 小児救急電話相談・救急医療情報センターの体制拡充等			
小児救急電話相談の受付時間延長及び相談体制の拡充等を行います。			
8 地域医療を支える市民活動推進事業〈新規〉 43,000千円			
子育て家庭の安心や、医療機関の適正利用の推進に向け、地域子育て支援団体やNPOとの協働などにより、区ごとに独自性をもった広報・啓発活動を推進します。			

34	救急医療体制の充実		<b>事業内容</b>
	本年度	千円 1,266,211	1 初期救急医療対策 558,919千円 (1) 初期救急医療対策事業 351,480千円 ア 夜間急病センター運営費助成事業等 北部・南西部夜間急病センター等に運営費を助成します。 イ 休日急患診療所運営費等助成事業 市内18か所の休日急患診療所に運営費等を助成します。
	前年度	1,209,429	(2) 救急医療センター運営事業 207,439千円 ア 夜間急病センター(桜木町) 内科・小児科・眼科・耳鼻いんこう科 イ 小児救急電話相談 (201-1174) お子さんが急な病気などの時に、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。 ・相談件数の増加に対応した体制拡充及び受付時間の延長
	差引	56,782	ウ 救急医療情報センター (201-1199) 24時間365日、救急医療機関を案内します。 ・問い合わせの増加に対応した体制拡充
本年度の財源内訳	国	—	2 二次救急医療対策 637,245千円
	県	29,581	(1) 二次救急拠点病院事業〈新規〉 200,000千円 夜間・休日の二次救急(内科・外科)患者の受入体制を強化するため、24時間365日二次救急
	その他	65	に対応する病院を「二次救急拠点病院」として新たに位置づけ、体制確保費等の助成を行います。
	市費	1,236,565	(2) 病院群輪番制事業等 181,551千円 ア 病院群輪番制事業 二次救急拠点病院以外の病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費等の助成を行います。 ・市域全体で1～2病院体制 イ 疾患別救急医療体制整備・運営事業〈拡充〉 脳血管疾患に加え、新たに整備した、急性心疾患、外傷(整形外科)の救急医療体制を充実させます。
			(3) 小児救急拠点病院事業〈31°-ジ 33の5の再掲〉 165,000千円 (4) 周産期救急連携病院運営費助成等〈31°-ジ 33の2の一部再掲〉 17,529千円 (5) 緊急周産期医療対策事業〈31°-ジ 33の3の再掲〉 24,555千円 (6) 周産期救急病院当直体制強化事業〈31°-ジ 33の4の再掲〉〈新規〉 48,610千円
			3 三次救急医療対策 68,000千円 周産期センター運営費助成〈31°-ジ 33の2の一部再掲〉
			4 YMAT(横浜救急医療チーム)運営事業 2,047千円 市内で発生した列車脱線事故等、複数の重症者が発生した災害現場で消防と連携して救命医療を行うYMAT(協力病院から派遣)を運営します。

35	地域医療体制の確保		<b>事業内容</b> 1 医療人材確保対策事業 462,932千円 (1) 医師等人材確保対策事業 20,350千円 医師をはじめとする医療従事者の確保に向けて、安心して働き続けることができる環境の整備等を行います。 ア 24時間院内保育所運営費助成 イ 働きやすい環境確保助成〈新規〉 雇用する医師がベビーシッターなどを利用する際の経費を医療機関に助成します。 ウ ワークシェア推進助成 エ 産科医師確保助成〈新規〉 産科医師を増員した病院に対し、医師確保経費の1/2を助成します。 (2) 看護師確保の支援 442,582千円 ア 看護師復職支援事業費助成等 イ 市内医療機関合同の就職説明会の開催 ウ 看護専門学校への助成 2 医療連携等の推進 3,821千円 (1) 在宅療養連携推進事業 2,856千円 医療・介護ニーズを併せもつ在宅患者等の療養環境の充実に向け、研修会やネットワーク強化支援等を実施し、保健・医療・福祉の連携を推進します。 (2) 医療連携推進事業 965千円 地域の病院、診療所等の連携を推進する医療機関の取組を支援します。 3 南西部地域中核病院整備調整事業 200千円 全面建替工事を行っていた国立病院機構横浜医療センターが、22年4月に新病院として開院し、これを契機に6番目の地域中核病院として位置付けました。 ・地域中核病院 (1) 済生会横浜市南部病院 【港南区 昭和58年6月開院】 (2) 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 【旭区 昭和62年5月開院】 (3) 労働者健康福祉機構横浜労災病院 【港北区 平成3年6月開院】 (4) 昭和大学横浜市北部病院 【都筑区 平成13年4月開院】 (5) 済生会横浜市東部病院 【鶴見区 平成19年3月開院】 (6) 国立病院機構横浜医療センター 【戸塚区 平成22年4月開院】 4 地域医療を支える市民活動推進事業〈31ページ 33の8の再掲〉〈新規〉 43,000千円 子育て家庭の安心や、医療機関の適正利用の推進に向け、地域子育て支援団体やNPOとの協働などにより、区ごとに独自性をもった広報・啓発活動を推進します。 5 病院事業会計繰出金 6,690,422千円 市立病院が実施している、救急医療などの政策的医療等について、繰出しを行います。 (1) 市民病院 1,610,757千円 (2) 脳血管医療センター 2,851,152千円 (3) みなと赤十字病院 2,228,513千円	
	本年度	千円 7,200,375		
	前年度	7,136,402		
	差引	63,973		
本年度の財源内訳	国	—		
	県	—		
	その他	—		
	市費	7,200,375		

## VI 健康で安全な暮らしの支援

36	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 1 感染症・食中毒対策事業 20,375千円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発等により発生を未然に防止するほか、発生時には関係者の迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。 2 結核医療・健康管理事業 191,776千円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。 3 エイズ・性感染症予防対策事業 63,527千円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、H I V・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。 4 予防接種事業 3,514,290千円 麻しん等の予防接種や高齢者等に対する季節性インフルエンザ予防接種を医療機関等で実施します。 5 衛生研究所運営・再整備事業〈拡充〉177,662千円 保健衛生に関する試験検査や調査研究を行うほか、将来にわたる市民の健康確保のため、老朽化した衛生研究所の移転再整備を行います。
本年度		千円 4,095,418	
前年度		4,004,626	
差引		90,792	
本年度の 財源内訳	国	167,124	
	県	43,855	
	その他	26,480	
	市費	3,857,959	

37	新型インフルエンザ 対策事業等		事業内容 現在、新型インフルエンザは世界的に流行が継続しており、これに伴う対応を行っています。 新型インフルエンザは感染が容易に拡大し、社会的な影響が大きいことから、被害を最小限に止めることができるよう、事前に必要な資器材の備蓄や体制を整備します。 1 医療体制の確保等〈拡充〉 362,571千円 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や地域中核病院などの発熱外来設置医療機関に対し、必要な資器材（感染防護具、人工呼吸器等）を備蓄、配備します。また、相談体制、疫学調査、検査などについても引き続き充実を図ります。 2 ワクチン接種体制の確保〈新規〉 10,788千円 新型インフルエンザワクチン接種が実施される際に迅速に対応できるよう、接種に必要な資器材を備蓄します。 3 市民啓発の強化〈拡充〉 16,638千円 正しい知識や今からできる備蓄等の対策、流行時の適切な対処方法について市民啓発等を強化します。 併せて、外国語対応に力を入れることにより、発生時の対応の強化を図ります。
本年度		千円 389,997	
前年度		208,678	
差引		181,319	
本年度の 財源内訳	国	5,911	
	県	—	
	その他	—	
	市費	384,086	

38	医療安全の推進		事業内容
本年度	千円 35,296		<p>1 医療安全支援センター事業 13,485千円  (1) 医療安全相談窓口  医療に関する相談・苦情の増加に対応するため、体制の充実を図るとともに、医療安全に関する情報の発信・提供や関係団体との連携を推進します。</p> <p>(2) 医療安全研修会  医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、引き続き医療従事者を対象に研修会を開催するとともに、市民向け啓発の充実を図ります。</p> <p>2 薬務事業 11,849千円  薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許認可及び監視指導等を行います。  また、市民を対象に大麻や薬物の乱用防止対策を推進するほか、医薬品適正使用の啓発を行います。</p> <p>3 医療指導事業 9,962千円  医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務及び許認可業務を通じて、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。</p>
前年度	30,948		
差引	4,348		
本年度の財源内訳	国	6	
	県	—	
	その他	24,287	
	市費	11,003	

39	食の安全確保事業		事業内容
本年度	千円 240,685		<p>市民の食の安全・安心を確保するため、監視や検査を強化して実施します。</p> <p>1 食品衛生監視指導等事業 27,593千円  食の安全確保を図るため、飲食店等の食品関係営業施設への監視指導等を実施します。</p> <p>2 食の安全強化対策事業 69,881千円  (1) 残留農薬検査事業  輸入・国産農産物や加工品等を対象に、検査を実施します。</p> <p>(2) 動物用医薬品検査事業  食肉や養殖魚等に使用される抗生物質や合成抗菌剤などの残留検査を強化して実施します。</p> <p>(3) ノロウイルス食中毒予防対策事業  卸売市場やスーパー等に流通している二枚貝を中心に検査を実施します。</p> <p>(4) アレルギー食品、遺伝子組換え食品検査等事業  乳・卵等のアレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品の検査を実施します。</p> <p>3 BSE（牛海綿状脳症）等検査事業 31,217千円  引き続き21か月齢未満を含め、全頭のスクリーニング検査を実施します。</p> <p>4 市場衛生検査所運営事業 111,994千円</p>
前年度	220,756		
差引	19,929		
本年度の財源内訳	国	14,926	
	県	—	
	その他	228,637	
	市費	△ 2,878	

40	快適な生活環境の確保事業		事業内容 市民の快適な生活環境を確保するために、各種事業を実施します。
本年度	千円 88,397		1 環境衛生監視指導事業 10,919千円 ホテル等の環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、監視指導や水質検査を実施します。 特にレジオネラ症の防止対策として、公衆浴場及びプール施設の検査等を継続して実施します。  2 生活環境対策事業 3,700千円 スズメバチ等による刺傷被害の防止や営巣時の対処方法にかかる啓発により、更なる早期発見・早期駆除を推進します。また、駆除業者の指導・育成を行うとともに、駆除費用の補助額を見直します。 補助金額 4,100円/件 (前年度 6,100円/件)  3 建築物衛生対策事業 8,802千円 建築物や受水槽等の衛生対策として、施設の設置者等に対して適正な衛生管理の指導・啓発を実施します。 特に、小規模受水槽水道を対象に、貯水槽清掃等の管理状況を調査して、設置者に適正管理を啓発・指導します。
前年度	90,875		
差引	△ 2,478		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	180	
	その他	12,635	
	市費	75,582	

41	動物の保護管理・動物愛護センター(仮称)整備事業		事業内容
本年度	千円 886,177		1 動物愛護管理事業 37,213千円 動物の正しい飼い方の指導及び動物愛護、適正飼育の普及啓発を行います。また、猫の不妊去勢手術費用の一部を助成します。 2 畜犬センター事業 22,006千円 犬の捕獲収容、保管、返還、処分、譲渡及び狂犬病の鑑定、動物愛護普及啓発等を行います。 3 狂犬病予防事業 37,580千円 狂犬病発生の予防のため、登録・予防接種を推進し犬の登録の実施・鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付や適正飼育についての指導を行います。 4 災害時ペット対策事業 1,870千円 災害時の放浪犬対策にも活用できる、マイクロチップ装着費用の一部を助成します。 5 動物愛護センター(仮称)整備事業 787,508千円 「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目的に犬猫の適正飼育や愛護意識の普及啓発等の拠点として神奈川区菅田町に動物愛護センター(仮称)を整備します。(開所予定:23年5月) (1) 工事関係(建設・設備工事、道路工事等) (2) 用地取得(買替え、国有地払下げ) (3) その他(初度調弁、用地管理、運営準備等)
前年度	947,196		
差引	△ 61,019		
本年度の財源内訳	国	225,000	
	県	—	
	その他	620,928	
	市費	40,249	

42	市民の健康づくり 推進事業		事業内容 市民の健康づくり計画である「健康横浜21」を推進するために、健康づくり活動に関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行います。 また、食育基本法に基づき、本市食育推進計画を策定します。
本年度	千円 97,943		1 「健康横浜21」推進事業 38,808千円 重点取組3分野（①食習慣の改善、②身体活動・運動の定着、③禁煙・分煙の推進）の目標達成のため、引き続き全区において推進事業を展開します。 また、「健康横浜21推進会議」の開催や各関係機関・団体との連携事業を実施します。
前年度	109,645		2 地域人材育成・活動支援 39,366千円 保健活動推進員・食生活等改善推進員など地域の健康づくりの担い手となる人材を育成、活動を支援します。
差引	△ 11,702		3 健康相談等 17,357千円 生活習慣改善相談、保健師等による訪問指導などを行います。
本年度の財源内訳	国	6,690	4 食育推進計画の策定 2,412千円 健全な食生活の実践や健康づくり、食の安全確保等を推進するため、本市の食育推進の基本となる計画を策定します。また、計画策定後に食育推進シンポジウム開催等、市民への食育推進計画の周知を行います。
	県	—	
	その他	623	
	市費	90,630	

43	がん検診事業		事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関及び福祉保健センター等で実施します。 21年度から実施している女性特有のがん検診推進事業を引き続き実施します。 ※国庫補助率H21:10/10→H22:1/2 また、肺がん検診モデル事業は、モデル区を4区から12区に拡大します。〈拡充〉																																
本年度	千円 2,522,160																																		
前年度	1,896,264																																		
差引	625,896																																		
本年度の財源内訳	国	422,235																																	
	県	—																																	
	その他	3,943																																	
	市費	2,095,982																																	
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>今年度</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>50,500人</td> <td>50,500人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>16,300人</td> <td>15,800人</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>106,700人</td> <td>76,700人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年に1回)</td> <td>64,200人</td> <td>31,200人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (1年に1回)</td> <td>89,500人</td> <td>93,500人</td> </tr> <tr> <td>P S A検査 (前立腺)</td> <td>50歳以上の男性 (1年に1回)</td> <td>29,000人</td> <td>34,100人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>356,200人</td> <td>301,800人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象	今年度	前年度	胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	50,500人	50,500人	肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	16,300人	15,800人	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	106,700人	76,700人	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	64,200人	31,200人	大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	89,500人	93,500人	P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	29,000人	34,100人	計		356,200人
区分	対象	今年度	前年度																																
胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	50,500人	50,500人																																
肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	16,300人	15,800人																																
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	106,700人	76,700人																																
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	64,200人	31,200人																																
大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	89,500人	93,500人																																
P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (1年に1回)	29,000人	34,100人																																
計		356,200人	301,800人																																

44	公害健康被害者等への支援（一般会計・公害被害者救済事業費会計）		事業内容 1 公害健康被害者対策事業（一般会計） 700,536千円 公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業
本 年 度		千円 767,479	
前 年 度		777,165	2 石綿健康被害者対策事業（一般会計） 28,514千円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査を実施するなど、石綿ばく露にかかる健康リスクの調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。
差 引		△ 9,686	3 公害被害者救済事業費会計 38,429千円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業
本年度の財源内訳	国	53,380	
	県	—	
	その他	696,998	
	市 費	17,101	

45	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		事業内容 火葬業務を円滑に実施するための市営斎場の管理運営及び民営火葬場を利用する市民に対し補助を行います。またメモリアルグリーンを含む市営墓地及び久保山霊堂の管理運営を行います。さらに、将来を見据えた今後の本市墓地供給のあり方や方向性について調査研究を行います。
本 年 度		千円 1,641,576	1 斎場運営事業 1,062,767千円 市営4斎場の管理運営を行います。
前 年 度		2,426,945	2 民営斎場使用料補助事業 36,130千円 民営西寺尾火葬場を利用する市民に対し市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。(補助金額:16,000/件)
差 引		△ 785,369	3 墓地・霊堂事業 265,677千円 (1)市営墓地（約37,000区画） <small>※壁面式(450基)含む、合葬式墓地(6,000体)含まず</small>
本年度の財源内訳	国	—	4 メモリアルグリーン事業 275,882千円
	県	—	5 三ツ沢合葬式納骨施設整備事業 1,120千円
	その他	1,185,567	
	市 費	456,009	

区分	久保山	南部	北部	戸塚
火葬炉	12基	10基	16基	6基

区分	久保山墓地	三ツ沢墓地	日野公園墓地	根岸外国人墓地
総区画数	約14,000	約7,000	※約15,000	約1,000

形態	総 数	22年度募集数
芝生型墓地	7,500区画	—
合葬式樹木型	3,000体	300体
合葬式慰霊碑型	12,000体	1,200体

HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこうふくし



# 平成22年度 健康福祉局 運営方針

～健康福祉局は、「3つの安心」を追求していきます～

基本目標

★今日の安心

▲明日の安心

そして ♥将来への安心

に向けて

★今日の生活に不安を抱える市民に、迅速かつ積極的な対応

日々の生活で発生する様々な不安や課題に、タイムリーかつ柔軟に対応します。

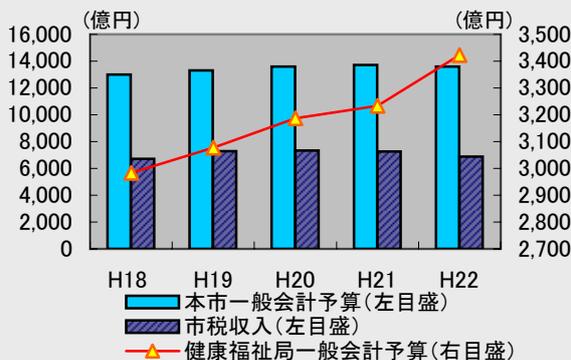
▲安心できる地域生活の実現に向けた、施策のさらなる前進

保健・福祉・医療施策のあり方を検討し、中期的計画に反映させます。

♥将来に向けて、持続可能な保健・福祉・医療サービスの構築

将来の保健・福祉・医療のあり方について提案し、市民との議論を進めます。また、国に対する制度提案を行っていきます。

<税収が伸びない中、健康福祉局予算は年々増大>



<生活不安を感じる市民の増大>

○市民意識調査(平成21年度)

生活に心配ごとがないと回答した人13.9%

○要介護者数推移(H16年度⇒H21年度)

・生活保護被保護世帯数: 34,367世帯⇒44,131世帯 (28.4%増)

・介護保険要介護認定者数: 90,366人⇒111,272人 (各年度9月末時点) (23.1%増)

求められる!  
発想と仕組みの転換

## 目標達成に向けた施策・運営

～市民満足度を向上させます～

- ・市民の皆様が、日々の生活の中で暮らしやすさ、安心・安全を実感できるようにします。
- ・市民の皆様が、地域での様々な貢献活動に自発的に取り組める環境づくりをすすめます。

### 【職員満足度の視点】

「市民の皆様から信頼、感謝され、誇りをもって仕事に取り組めること」を職員満足度とします。

### 【今年度の力の入れどころ】

局の事業を6大施策としてまとめ、各所管部長が目標をわかりやすいフレーズで語りました。

健康福祉局の6つの主な施策	地域福祉保健の推進	地域での「つながり」を大切にし「孤立化」の防止を目指して！ ～身近な地域での声かけ、見守り、支えあい活動を支援します～
	高齢者保健福祉の推進	高齢者が自分らしく、いきいきと暮らせるために！ ～安心の介護サービスと活躍の場を提供します～
	障害者施策の推進	将来にわたるふだんのくらしのしあわせを実現！ ～後見的支援の充実、移動支援施策の再構築等を進めます～
	生活基盤の安定と自立の支援	セーフティネットを充実させ、再チャレンジを支援！ ～生活保護受給者の就労自立支援等に積極的に取り組みます～
	地域医療体制の確保と充実	出産、子育て、そしてけがや急病時も安心！ ～市民の皆様と一緒に、横浜から地域医療を再構築します～
	健康で安全な暮らしの支援	市民の健康づくり、暮らしの安全・安心の確保が第一！ ～がん検診の受診促進、感染症・食中毒対策等を進めます～

## 目標達成に向けた姿勢

将来を展望し、組織横断的な取組を進めるためには、幅広い視野から自分の仕事を捉え直すことが必要です。職員にも、そのような機会をどんどん提供していきます。

# 主な事業・取組

★＝「今日の安心」(22年度)、♠＝「明日の安心」(23～25年度)、♥＝「将来への安心」(26年度～)に該当する関連事業・取組を示します。  
 【※多くの事業・取組が★・♠・♥の「安心」のいずれにも該当していますが、その上で所管部が考える「最も力点を置いた時期」を示しました。】

## 1 地域福祉保健の推進

**<22年度の方向性> 誰もが地域で安心して暮らせるように、身近な地域での声かけや見守りなど、地域の支えあいの取組を推進します。**

### ○地域福祉保健計画の推進

#### (1) 地域福祉保健計画(♠)

【計画内容の具体化に向けたモデル事業等の推進】  
 ・一人暮らし世帯等安心生活支援モデル事業実施  
 ・必要な人的確かな支援が届くための仕組みづくり  
 ・市民参加による地域の支えあいの取組の展開

・一人暮らし高齢者等の見守り・買物支援を行うモデル事業を旭区・栄区で実施  
 ・地域ケアプラザ等が担うネットワークづくり指針(案)、地域活動への参加を増やすヒント集を作成

【区計画策定支援】  
 第2期区地域福祉保健計画22年度策定区への支援

22年度中に11区(中・港南・保土ヶ谷・旭・磯子・金沢・港北・緑・都筑・戸塚・瀬谷)で区計画策定  
 ⇒ 全区で策定済

#### (2) 災害時要援護者避難支援事業(★)

・各区でのモデル事業の成果を踏まえた発災時対応・名簿活用手法の確立  
 ・災害時要援護者の避難支援システムの手引きの改訂

23年3月までに発災時対応・名簿活用の標準的対応手法のまとめ・手引き改訂を実施

### ○地域ケアプラザ等の整備・運営(♠)

【整備】・地域ケアプラザの整備推進  
 ・未整備地区(15か所)の整備方針の具体化  
 【運営】・次期指定管理者の適切な選定

【整備】4か所しゅん工、累計123か所  
 未整備地区の整備方針の具体化  
 【運営】97か所の指定管理者選定終了

地域福祉コーディネーター(地域ケアプラザ職員等)の養成・スキルアップ

養成講座を13回実施し、地域から信頼される地域福祉コーディネーターを育成

### ○福祉のまちづくりの推進

#### (1) ハードのバリアフリー推進(♠)

鉄道駅舎におけるエレベーター等の整備

JR矢向駅・大口駅、市営地下鉄蒔田駅にエレベーター設置

#### (2) ソフトのバリアフリー推進(♠)

・車いす利用者用駐車区画の利用マナー啓発  
 ・心のバリアフリー事業(小学校等福祉教育の充実)

・駐車場利用のマナー向上(苦情の減少)  
 ・福祉への理解の向上(福祉教育に熱心に取り組む小学校の増)

## 2 高齢者保健福祉の推進

**<22年度の方向性> 認知症になっても、介護が必要になっても、地域で安心して暮らせるように、在宅・施設サービスの整備を進めます。また、地域の協力者や福祉人材の確保に向けた取組を行います。**

### ○認知症高齢者等の支援(♠)

・認知症サポーター(認知症を理解・応援する市民)・認知症キャラバンメイト(認知症サポーターの育成役)の養成

サポーター数増加(27,000人→32,000人)  
 キャラバンメイト養成・フォローアップ研修:4回開催

認知症サポート医養成・かかりつけ医認知症対応力向上

・かかりつけ医認知症対応力向上研修・医療従事者認知症対応力研修を計3回実施  
 ・認知症地域医療実態調査:12月実施

認知症コールセンターの設置

7月から運営開始し、本人・家族の相談に幅広く対応

認知症高齢者グループホームの防災対策の充実

・地域等と連携した避難訓練のモデル実施  
 ・スプリンクラー設置費補助による消防設備の整備促進

### ○小規模多機能居宅介護事業の促進(♠)

・市独自の運営費補助金等の活用による開設支援  
 ・事業所運営ノウハウをまとめた手引きの作成  
 ・ケアマネジャー・事業者との連携強化

・運営費補助金の交付継続  
 ・地域ケアプラザへのモデル設置:1か所  
 ・手引き:年度内に作成

### ○特別養護老人ホームの整備(★)

・22年度末しゅん工分:1,000床(8施設)  
 ・23年度末しゅん工分:小規模:58床(2施設)、大規模390床(4施設)  
 ・24年度末しゅん工分の事業者選定:市有地100床、民有地210床

・入所の必要性・緊急性の高い人が、概ね1年以内に入所可能に  
 ・プライバシー尊重の観点から個室ユニットの推進(施設居住費助成金:10月実施)

### ○福祉人材確保事業(★)

ヘルパー増加作戦事業(ホームヘルパー2級受講料助成)

22年度にさらに500人を対象に、資格取得と就業の支援

特別養護老人ホームの人材確保・定着のための支援  
 ・職員処遇改善経費の助成  
 ・スキル向上や資格取得を目的とした職員の研修参加費用の助成

職員処遇改善経費と研修参加費用を助成し、職員の「やりがい」につなげることで定着を促進

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム(国の緊急雇用交付金活用)の推進(介護福祉士、ホームヘルパー2級)

人件費、養成学校受講料を助成

インドネシア・フィリピンからの介護福祉士候補者受入支援

人件費助成と国家試験受験に向けた支援等を実施

### ○介護支援ボランティアポイント事業(♠)

・ボランティアポイント登録者数の増  
・ボランティアポイント登録者受入施設を拡大

【登録者数】 2,134人(22年4月)⇒4,000人  
【受入施設】 186施設(22年4月)⇒220施設

### ○介護予防の推進(♠)

介護予防のための体力向上プログラムを実施  
(区・全ての地域包括支援センター、老人福祉センター等で実施)

コース数:500コース、参加者数:10,000人

地域介護予防活動(研修会の開催等)を支援

実施回数:420回

### ○敬老特別乗車証(敬老パス)交付事業(♥)

・(将来にわたり、持続可能な制度とするために)見直しに向け検討  
・敬老パスの現状・課題を広報(制度概要・事業費等)に関するリーフレット配布等)

・敬老パスの現状についての理解が促進  
・制度の持続可能性の議論が進展

## 3 障害者施策の推進

<22年度の方向性> 障害者本人のふだんのくらしのしあわせの実現に向けて、「将来にわたるあんしん施策」の後見的支援の充実、移動支援施策の再構築等を進めます。

### ○障害者の後見的支援の充実(♥)

障害者が地域で安心して暮らすために必要な見守りなどの支援を行う「後見的支援制度」の開始  
※地域でのつながり(あんしんキーパー・あんしんサポーター)や福祉専門職(あんしんマネージャー)による後見的支援の仕組みづくりに着手

・「後見的支援制度」の市民への周知:9月  
・事業展開:10月から4区で展開

### ○障害者移動支援施策体系の再構築(♠)

・移動支援施策の再構築を具体化するためのプロジェクトの運営  
・モデル事業(移動支援情報拠点づくり、カーシェアリング)の実施

・プロジェクト:8回実施  
・モデル事業:8~10月(1地域)

### ○障害者就労支援の推進(★)

北部方面就労支援センターの運営法人選定

市内9か所目のセンター開設による就労支援の充実

就労支援施策(障害者福祉的就労支援、精神障害者社会適応訓練、障害者農業就労援助事業等)の改善

就労支援策が、実際の就労に結びつく可能性の向上

### ○多機能型拠点の整備(♥)

医療的ケアを要する障害児・者の地域生活支援拠点である「多機能型拠点」(ショートステイ・日中一時支援、訪問看護サービス等を一体的に提供)の運営法人選定および開設準備

2か所の基本設計及び新たな設置地域の選定

## 4 生活基盤の安定と自立の支援

<22年度の方向性> セーフティネットを充実させ、今日の安心が明日の活力につながるようにします。また、生活保護受給者の就労支援等、自立の支援に積極的に取り組みます。

### ○被保護者の就労支援(★)

被保護者の就労支援による自立助長

・支援対象者数:2,334人(H21年度)⇒2,500人  
・就労者数:1,264人(H21年度)⇒1,400人  
・保護費縮減額:5.16億円(H21年度)⇒6億円

### ○ホームレスの自立支援(★)

自立支援施設「はまかぜ」入所を通じたホームレス状態からの自立支援

・巡回相談による入所者数:200人  
・就労自立率:38.9%(H21年度)⇒40%

### ○低所得者等への就労支援(★)

就労能力・就労意欲のある離職者への「住宅手当」の支給と就労支援

就労率:35%※就労以外で自活した者を除く

地域日常生活自立支援事業(生活保護に至らない生活困窮者支援)

就労率:33%(H21年度)⇒35%  
※本人都合支援中断除く

### ○国民健康保険事業の安定運営に向けた財政基盤強化のための総合的対策(♥)

保険料収納対策の強化

・現年度収納率:83.97%(H21年度)⇒88%、  
・滞納繰越分収納額:48.2億円(H21年度)⇒50億円

資格適正化、医療費適正化及び医療費節減への取組強化

医療費返還請求額収納率3%上昇  
※H21年度2.94%上昇(H22年2月末現在)

財源(国・県・市)の獲得

国や県への要望や働きかけ

## 5 地域医療体制の確保と充実

<22年度の方向性> 安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるとともに、いざという時にも安心して受診できるよう、救急医療体制をさらに充実していきます。

### ○産科・周産期・小児医療等の充実(★)

・産科病床の整備を行う医療機関への支援(1か所)  
・NICU(新生児集中治療室)GCU(新生児継続治療室)の整備(1か所)  
・周産期救急病院における2人当直体制

産科・周産期の受入れ環境の充実

- 救急医療情報・相談センター(仮称)の整備 → 産科の電話相談:開設  
・小児救急の電話相談:拡充
- 産科医師増員病院の人件費、産科医師向け育児サービス経費を助成(2か所) → 医師等の定着を促進
- ・地域医療を支える市民団体等との協働による市民フォーラム実施(10月)  
・モデル区ごとの独自性を活かした地域医療啓発活動の展開(6区) → 子育て家庭の安心が確保され、  
小児科等の適切な受診が促進

○救急医療体制の充実(★)

- ・二次救急拠点病院体制(救急車搬送患者の受入れ)の充実  
・脳血管疾患・急性心疾患・外傷の救急医療体制の充実 → 救急患者受入れの迅速化  
・症状に応じた適切な医療機関への搬送

6 健康で安全な暮らしの支援

<22年度の方向性>健康で、安全・安心な市民生活の実現を目指して、がん検診の受診促進、感染症・食中毒対策を進めます。また、安全・安心の「要」となる衛生研究所の再整備に着手します。

○新型インフルエンザ対策事業(★)

- 致死率が高い新型インフルエンザの発生を見据えた対応の充実  
・行動計画の改正 ・医療体制の充実  
・資器材の整備  
・予防等についての市民啓発(広報紙作成、外国人対応の充実) → 計画改正:6月 ・医療体制:12月  
・資器材整備:通年で実施  
・広報紙作成:10月  
・外国人対応:9月までに実施

○感染症、食中毒予防対策(★)

- ・感染症・食中毒のより効果的な予防の啓発(発生リスク・対象者の絞り込み)実施  
・発生時対応の強化(レベル向上のための研修・訓練等) → 乳幼児の保護者等に、肉の生食等による食中毒の発生予防を啓発

○食の安全強化対策事業(★)

- ・O157、カンピロバクター対策:飲食店等の監視指導・啓発(3,000施設、強化時期6~8月)  
・ノロウイルス対策:社会福祉施設等の監視指導・啓発(2,800施設、強化時期10~12月) → 食中毒・感染等の発生しやすい時期に効果的な監視指導・啓発を実施

- アレルギー食品のインターネット流通品等の検査及び製造施設等の監視指導 → 検査強化(100検体→120検体)

○安全・安心な医療の推進

- (1)市内医療機関等における医療安全管理体制水準の向上(★)  
・市内全病院(134か所)への定期立入検査の実施(6~12月)  
・市内全有床診療所(134か所)・助産所(75か所)の調査(~3月)  
(分娩取扱有床診療所現地調査を含む) → 各医療機関の医療安全の向上(検査結果の改善)  
・分娩取扱施設の医療安全に対する取組が向上(対象:35施設)
- (2)市民の医療に対する正しい理解の推進(★)  
・医療安全支援センター運営(医療安全相談・啓発、情報提供) → 患者と医師のコミュニケーション促進による医療苦情相談の減少  
・前年比10%減(~3月)

○小規模受水槽水道の衛生対策の推進(★)

- 小規模受水槽水道設置施設の飲料水汚染事故の防止 → 施設所有者への自己点検の指導(対象8,635施設)

○がん検診事業

- (1)女性特有のがん検診推進(★)  
がん検診の受診勧奨  
・子宮頸がん(20・25・30・35・40歳を対象)  
・乳がん(40・45・50・55・60歳を対象) → 22年6月に無料クーポン券をのべ26万件郵送し、受診率の向上を目指す。  
受診見込み件数 子宮がん:106,700件、乳がん:64,200件

(2)肺がん検診モデル事業の実施(♣)

- 医療機関による個別検診実施(受診機会の拡大):実施区の増加 → 4区→12区でモデル事業を実施(神奈川・西保土ヶ谷・港北区に加え、22年度から鶴見・南・旭・金沢・緑・青葉・都筑・戸塚区で開始)

○市民の健康づくりの推進(♣)

- 健康横浜21の普及啓発(民間企業、関係団体との連携事業等) → 健康横浜21推進会議(7・2月)、区・局での具体的施策を構築・展開
- 受動喫煙防止対策に関連する取組 → 9都県市の共同受動喫煙防止キャンペーンの実施(9~11月)

○食育推進計画の策定(♣)

- 食育推進計画策定(9月)。食育推進に向けた各種広報・啓発活動に着手 → 食育への関心を高めるため、プロモーションの推進などの計画内容の展開

○衛生研究所再整備事業(♥)

- H26年開所を目指した、基本設計の実施と23年度の実施設計への準備 → 基本設計の完了(~3月)

○動物愛護センター(仮称)の整備事業(♣)

- センター整備工事の完了、開所・運営 → 23年3月しゅん工、23年5月開所

○墓地のあり方検討(♥)

- 市営・民営墓地の今後のあり方を検討 → 研究会開催:5・6月 報告書発表:10月
- 既存(久保山・日野公園)墓地未使用区画の再整備 → 久保山墓地:貸付可能な状態への整備  
日野公園墓地:空き区画の特定